

議案第1号

令和6年度和歌山市一般会計補正予算（第10号）

令和6年度和歌山市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,314,965千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162,646,832千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第10号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		57,528,092	553,500	58,081,592
	1 市 民 税	20,735,962	1,300,000	22,035,962
	2 固 定 資 産 税	25,634,176	150,000	25,484,176
	4 市 た ば こ 税	2,809,405	120,000	2,689,405
	6 都 市 計 画 税	4,761,263	510,000	4,251,263
	7 事 業 所 税	2,267,790	30,000	2,297,790
	8 入 湯 税	27,000	3,500	30,500
3 利子割交付金		20,000	10,000	30,000
	1 利子割交付金	20,000	10,000	30,000
10 地方特例交付金		2,889,000	1,023,700	1,865,300
	1 地方特例交付金	2,871,000	1,023,700	1,847,300
11 地方交付税		18,044,271	1,460,519	19,504,790
	1 地方交付税	18,044,271	1,460,519	19,504,790
13 分担金及び 負担金		345,288	9,832	335,456
	1 負担金	345,288	9,832	335,456
14 使用料及び 手数料		2,583,937	19,402	2,564,535
	1 使用料	1,856,821	21,733	1,835,088
	2 手数料	727,116	2,331	729,447
15 国庫支出金		36,558,195	841,153	37,399,348
	1 国庫負担金	25,057,788	971,062	26,028,850
	2 国庫補助金	3,366,123	75,179	3,290,944
	3 国庫交付金	8,111,507	54,153	8,057,354
	4 国庫委託金	22,777	577	22,200
16 県支出金		11,870,290	191,817	12,062,107
	1 県負担金	8,547,843	275,923	8,823,766
	2 県補助金	2,334,859	71,362	2,263,497
	3 県交付金	926,543	12,876	913,667

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 県委託金	57,545	132	57,677
17 財産収入		490,603	34,139	524,742
	1 財産運用収入	290,377	34,139	324,516
18 寄附金		2,990,288	17,704	3,007,992
	1 寄附金	2,990,288	17,704	3,007,992
19 繰入金		1,095,875	212,059	883,816
	1 基金繰入金	950,297	211,320	738,977
	2 特別会計繰入金	145,578	739	144,839
20 繰越金		1	2,953,005	2,953,006
	1 繰越金	1	2,953,005	2,953,006
21 諸収入		4,263,127	160,379	4,102,748
	4 受託事業収入	867,322	15,832	851,490
	7 雑入	1,618,718	144,547	1,474,171
22 市債		7,804,900	321,500	7,483,400
	1 市債	7,804,900	321,500	7,483,400
歳入合計		158,331,867	4,314,965	162,646,832

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		898,555	5,722	904,277
	1 議 会 費	898,555	5,722	904,277
2 総 務 費		12,973,717	3,094,345	16,068,062
	1 総 務 管 理 費	8,669,146	3,168,618	11,837,764
	2 徴 税 費	1,448,693	19,819	1,428,874
	3 市 民 生 活 費	586,945	7,364	594,309
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	703,631	48,166	655,465
	5 選 挙 費	202,638	15,114	187,524
	6 統 計 調 査 費	51,978	526	52,504
	7 文 化 ス ポ ー ツ 費	1,128,153	3,674	1,131,827
	8 監 査 委 員 費	109,361	160	109,201
	9 人 事 委 員 会 費	73,172	2,578	70,594
3 民 生 費		76,874,897	2,203,205	79,078,102
	1 社 会 福 祉 費	32,834,464	938,153	33,772,617
	2 生 活 保 護 費	18,021,344	562,711	18,584,055
	3 児 童 福 祉 費	21,862,717	839,378	22,702,095
	5 年 金 保 険 費	3,619,826	146,473	3,473,353
	6 市 民 福 祉 費	524,264	9,436	533,700
4 衛 生 費		10,096,024	524,249	9,571,775
	1 保 健 衛 生 費	4,919,976	244,668	4,675,308
	2 清 掃 費	4,840,759	281,854	4,558,905
	3 環 境 保 全 費	335,289	2,273	337,562
5 農 林 水 産 業 費		1,036,890	53,387	983,503
	1 農 業 費	716,205	44,784	671,421
	2 農 林 緑 花 費	124,118	2,574	126,692
	3 水 産 業 費	196,567	11,177	185,390
6 商 工 費		3,903,743	66,489	3,837,254
	1 商 工 費	2,578,893	55,485	2,523,408
	2 観 光 費	1,324,850	11,004	1,313,846

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 土 木 費		9,589,192	134,049	9,455,143
	1 土 木 管 理 費	1,022,864	79,112	943,752
	2 道 路 橋 梁 費	3,841,418	3,802	3,837,616
	3 河 川 費	372,111	24,085	396,196
	4 都 市 計 画 費	1,017,923	9,981	1,007,942
	5 都 市 計 画 道 路 費	575,666	98	575,568
	6 公 園 費	446,807	3,056	449,863
	8 住 宅 費	1,913,131	68,197	1,844,934
8 消 防 費		6,220,955	612	6,220,343
	1 消 防 費	6,220,955	612	6,220,343
9 教 育 費		10,752,352	4,813	10,747,539
	1 教 育 総 務 費	2,179,144	2,778	2,176,366
	2 小 学 校 費	2,911,917	10,583	2,901,334
	3 中 学 校 費	831,043	6,146	837,189
	4 高 等 学 校 費	678,870	19,945	698,815
	5 幼 稚 園 費	498,197	3,575	501,772
	6 社 会 教 育 費	2,853,987	16,723	2,837,264
	7 保 健 体 育 費	799,194	4,395	794,799
10 公 債 費		17,313,228	25,065	17,338,293
	1 公 債 費	17,313,228	25,065	17,338,293
11 諸 支 出 金		8,480,071	229,773	8,250,298
	1 公 営 企 業 費	8,480,071	229,773	8,250,298
歳 出 合 計		158,331,867	4,314,965	162,646,832

第2表

債務負担行為補正

1 廃止

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・住基系システム運営事業	令和7年度 令和11年度	194,370
合	計	194,370

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・税系システム移行事業	令和7年度	344,993
合	計	344,993

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・税系システム運営事業	令和7年度 令和12年度	69,411
合	計	69,411

第3表

地 方 債 補 正

1 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
河川県工事負担金	21,400	証書借入又は債券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	21,400			

2 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁舎整備事業	66,500	証書借入又は債券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	25,800	証書借入又は債券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
防災基盤整備事業	11,300	〃	〃	〃	11,200	〃	〃	〃
スポーツ施設整備事業	7,100	〃	〃	〃	5,100	〃	〃	〃
認定こども園等整備事業	37,900	〃	〃	〃	5,600	〃	〃	〃
保健所設備整備事業	11,000	〃	〃	〃	8,900	〃	〃	〃
清掃運搬施設整備事業	29,200	〃	〃	〃	23,800	〃	〃	〃
農業施設整備事業	136,800	〃	〃	〃	134,500	〃	〃	〃
沿岸漁場整備開発事業	6,400	〃	〃	〃	5,100	〃	〃	〃
和歌山城公園整備事業	59,000	〃	〃	〃	59,800	〃	〃	〃
道路施設改善事業	739,400	〃	〃	〃	729,500	〃	〃	〃
地方道整備事業	792,700	〃	〃	〃	791,500	〃	〃	〃
公園施設整備事業	61,500	〃	〃	〃	63,200	〃	〃	〃
住宅改善事業	342,500	〃	〃	〃	306,300	〃	〃	〃

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
消防施設整備事業	927,500	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	894,600	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
小学校施設整備事業	50,800	"	"	"	27,400	"	"	"
中学校施設整備事業	161,200	"	"	"	159,700	"	"	"
幼稚園施設整備事業	9,300	"	"	"	8,400	"	"	"
コミュニティセンター整備事業	128,800	"	"	"	102,900	"	"	"
体育施設整備事業	48,500	"	"	"	36,500	"	"	"
水道事業会計出資金	464,100	"	"	"	300,500	"	"	"
借換債	809,200	"	"	"	857,500	"	"	"
計	7,804,900				7,462,000			

議案第 2 号

令和 6 年度和歌山市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)

令和 6 年度和歌山市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 2 1 , 0 0 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 6 , 7 5 5 , 7 2 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

第1表

歳入歳出予算補正（第4号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		6,156,808	2,015,893	4,140,915
	1 国民健康保険料	6,156,808	2,015,893	4,140,915
3 県支出金		27,232,670	296,110	26,936,560
	2 県交付金	27,166,216	296,110	26,870,106
4 繰入金		3,564,091	146,149	3,417,942
	1 一般会計繰入金	3,564,091	146,149	3,417,942
5 繰越金		1	2,027,874	2,027,875
	1 繰越金	1	2,027,874	2,027,875
7 国庫支出金		-	9,269	9,269
	1 国庫補助金	-	9,269	9,269
歳入合計		37,176,735	421,009	36,755,726

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		553,985	2,380	551,605
	1 総 務 管 理 費	553,985	2,380	551,605
2 保 険 給 付 費		27,041,771	411,161	26,630,610
	1 療 養 諸 費	23,638,000	525,000	23,113,000
	2 高 額 療 養 費	3,273,500	130,000	3,403,500
	4 出 産 育 児 諸 費	112,392	14,652	97,740
	6 傷 病 手 当 諸 費	2,079	1,509	570
4 保 健 事 業 費		339,497	8,092	331,405
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	280,544	2,058	278,486
	2 保 健 事 業 費	58,953	6,034	52,919
5 諸 支 出 金		175,100	624	175,724
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	175,100	624	175,724
歳 出 合 計		37,176,735	421,009	36,755,726

議案第3号

令和6年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,129千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,454,146千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正 (第3号)

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 財産収入		186,438	85	186,523
	1 財産売払収入	186,400	8	186,392
	2 財産運用収入	38	93	131
4 繰入金		211,914	23,373	188,541
	1 一般会計繰入金	211,914	23,373	188,541
5 諸収入		154,877	10,159	165,036
	1 雑入	154,877	10,159	165,036
歳入合計		1,467,275	13,129	1,454,146

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 卸売市場費		1,326,487	2,201	1,324,286
	1 卸売市場費	1,326,487	2,201	1,324,286
2 公債費		140,688	10,928	129,760
	1 公債費	140,688	10,928	129,760
歳出合計		1,467,275	13,129	1,454,146

議案第4号

令和6年度和歌山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度和歌山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,455千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,628千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		15,500	2,727	12,773
	1 東和歌山第二地区 土地地区画整理事業 一般会計繰入金	15,500	2,727	12,773
2 繰越金		3,481	328	3,809
	1 東和歌山第二地区 土地地区画整理事業繰越金	3,481	328	3,809
3 諸収入		102	56	46
	1 東和歌山第二地区 土地地区画整理事業雑入	102	102	0
	2 東和歌山第一地区 土地地区画整理事業雑入	-	46	46
歳入合計		19,083	2,455	16,628

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 東和歌山第二地区 土地地区画整理事業費		19,083	2,501	16,582
	1 東和歌山第二地区 土地地区画整理事業費	19,083	2,501	16,582
2 諸支出金		-	46	46
	1 東和歌山第一地区 土地地区画整理事業繰出金	-	46	46
歳出合計		19,083	2,455	16,628

議案第 5 号

令和 6 年度和歌山市住宅改修資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度和歌山市住宅改修資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3, 0 0 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 5, 9 9 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		29,000	3,003	25,997
	1 貸付金収入	29,000	3,003	25,997
歳入合計		29,000	3,003	25,997

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 前年度繰上金 充用		29,000	3,003	25,997
	1 前年度繰上金 充用	29,000	3,003	25,997
歳出合計		29,000	3,003	25,997

議案第 6 号

令和 6 年度和歌山市住宅新築資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度和歌山市住宅新築資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9, 7 0 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 6 5, 3 3 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

第1表

歳入歳出予算補正 (第1号)

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		575,046	14,707	560,339
	2 雑入	357,884	14,707	343,177
2 県支出金		-	5,000	5,000
	1 県補助金	-	5,000	5,000
歳入合計		575,046	9,707	565,339

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 前年度繰上金 充用		575,046	9,707	565,339
	1 前年度繰上金 充用	575,046	9,707	565,339
歳出合計		575,046	9,707	565,339

議案第7号

令和6年度和歌山市宅地取得資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度和歌山市宅地取得資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,477千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ230,110千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正 (第1号)

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		232,587	4,769	227,818
	2 雑入	122,405	4,769	117,636
2 県支出金		-	2,292	2,292
	1 県補助金	-	2,292	2,292
歳入合計		232,587	2,477	230,110

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 前年度繰上金 前年度繰上金		232,587	2,477	230,110
	1 前年度繰上金	232,587	2,477	230,110
歳出合計		232,587	2,477	230,110

議案第 8 号

令和 6 年度和歌山市駐車場管理事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度和歌山市駐車場管理事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 8, 3 0 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 6 3 7, 5 2 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

第1表

歳入歳出予算補正 (第2号)

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び 手 数 料		260,167	13,699	273,866
	1 使用料	260,167	13,699	273,866
3 諸 収 入		1,394,285	32,002	1,362,283
	1 雑 入	1,394,285	32,002	1,362,283
歳 入 合 計		1,655,827	18,303	1,637,524

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場管理費		145,544	816	146,360
	1 駐車場管理費	145,544	816	146,360
2 道路駐車場 管 理 場 費		104,983	1,968	106,951
	1 道路駐車場 管 理 場 費	104,983	1,968	106,951
3 前年度繰上 充 用 金		1,405,000	21,087	1,383,913
	1 前年度繰上 充 用 金	1,405,000	21,087	1,383,913
歳 出 合 計		1,655,827	18,303	1,637,524

議案第9号

令和6年度和歌山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度和歌山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入予算補正 (第1号)

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		125,479	4,326	121,153
	1 繰越金	125,479	4,326	121,153
3 諸収入		105,311	4,326	109,637
	1 貸付金収入	105,301	4,326	109,627
歳入合計		232,748	0	232,748

議案第10号

令和6年度和歌山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度和歌山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ953,242千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,492,527千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第3号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		10,785,664	210,627	10,996,291
	1 国庫負担金	7,561,045	170,601	7,731,646
	2 国庫交付金	3,224,619	40,026	3,264,645
4 県支出金		5,663,362	109,495	5,772,857
	1 県負担金	5,459,052	119,139	5,578,191
	2 県交付金	204,310	9,644	194,666
5 支払基金交付金		11,175,727	260,394	11,436,121
	1 支払基金交付金	11,175,727	260,394	11,436,121
6 財産収入		446	3,236	3,682
	1 財産運用収入	446	3,236	3,682
7 繰入金		7,042,579	45,994	7,088,573
	1 一般会計繰入金	6,597,038	39,738	6,636,776
	2 基金繰入金	445,541	6,256	451,797
8 繰越金		1	323,496	323,497
	1 繰越金	1	323,496	323,497
歳入合計		42,539,285	953,242	43,492,527

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		825,805	62,751	763,054
	1 総 務 管 理 費	335,683	7,003	342,686
	2 介 護 認 定 費	490,122	69,754	420,368
2 保 険 給 付 費		40,072,519	893,510	40,966,029
	1 介 護 サービス等 諸 費	38,768,844	802,700	39,571,544
	2 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	1,090,823	88,000	1,178,823
	4 市 町 村 特 別 給 付 費	10,665	2,000	12,665
	5 そ の 他 諸 費	39,980	810	40,790
3 地 域 支 援 事 業 費		1,526,892	77,095	1,449,797
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	1,315,539	76,995	1,238,544
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	200,025	100	199,925
4 基 金 積 立 金		446	3,236	3,682
	1 基 金 積 立 金	446	3,236	3,682
5 諸 支 出 金		108,623	196,342	304,965
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	11,511	197,127	208,638
	2 重 層 的 支 援 体 制 整 備 事 業 繰 出 金	97,112	785	96,327
歳 出 合 計		42,539,285	953,242	43,492,527

議案第 1 1 号

令和 6 年度和歌山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度和歌山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 3 6 , 7 6 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 , 0 0 7 , 3 3 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

第1表

歳入歳出予算補正 (第2号)

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		5,056,835	122,381	5,179,216
	1 後期高齢者医療保険料	5,056,835	122,381	5,179,216
3 繰入金		6,600,938	31,653	6,632,591
	1 一般会計繰入金	6,600,938	31,653	6,632,591
4 繰越金		1	182,727	182,728
	1 繰越金	1	182,727	182,728
歳入合計		11,670,577	336,761	12,007,338

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		11,582,771	336,761	11,919,532
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	11,582,771	336,761	11,919,532
歳出合計		11,670,577	336,761	12,007,338

議案第12号

令和6年度和歌山市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度和歌山市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度和歌山市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条を次のように改める。

- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 給水戸数 | 186,859戸 |
| (2) 年間総配水量 | 46,135,000 m ³ |
| (3) 一日平均配水量 | 126,397 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 配水管整備事業 | 2,753,731千円 |
| 配水施設整備事業 | 324,319千円 |
| 原浄水施設新設改良事業 | 1,412,058千円 |

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	7,596,415千円	31,105千円	7,565,310千円
第1項 営業収益	7,023,183千円	42,064千円	6,981,119千円
第2項 営業外収益	573,232千円	17,831千円	555,401千円
第3項 特別利益	-千円	28,790千円	28,790千円
	支	出	
第1款 水道事業費	7,299,914千円	131,712千円	7,431,626千円
第1項 営業費用	6,670,083千円	43,234千円	6,713,317千円
第2項 営業外費用	596,831千円	88,478千円	685,309千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,841,052千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,838,197千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額410,300千円、過年度分損益勘定留保資金575,472千円及び当年度分損益勘定留保資金2,855,280千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額390,408千円、減債積立金169,566千円、過年度分損益勘定留保資金614,294千円及び当年度分損益勘定留保資金2,663,929千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業資本的収入	3,809,248千円	225,966千円	3,583,282千円
第1項 企業債	3,221,500千円	57,300千円	3,164,200千円

第2項	出資金	464,166千円	163,663千円	300,503千円
第3項	補助金	35,681千円	2,369千円	33,312千円
第4項	負担金	87,901千円	2,634千円	85,267千円

支 出

第1款	水道事業資本的支出	7,650,300千円	228,821千円	7,421,479千円
第1項	建設改良費	4,777,638千円	229,188千円	4,548,450千円
第3項	その他資本的支出	-千円	367千円	367千円

第5条 予算第6条の表を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管整備事業	千円 1,934,800	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和6年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
配水施設整備事業	127,500			
施設整備事業	1,101,900			

第6条 予算第9条第1号に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,171,096千円	42,899千円	1,128,197千円

第7条 予算第10条中「8,634千円」を「8,622千円」に改める。

第8条 予算第11条中「250,835千円」を「249,237千円」に改める。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第13号

令和6年度和歌山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度和歌山市工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度和歌山市工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条を次のように改める。

- (1) 給水工場数 43工場
- (2) 年間総配水量 80,639,000 m³
- (3) 一日平均配水量 220,929 m³
- (4) 主要な建設改良事業
 - 配水管整備事業 146,166千円
 - 原浄水施設新設改良事業 573,278千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
			収	入
第1款 工業用水道事業収益	2,338,849千円	12,253千円	2,326,596千円	
第1項 営業収益	2,266,910千円	14,640千円	2,252,270千円	
第2項 営業外収益	71,939千円	2,387千円	74,326千円	
			支	出
第1款 工業用水道事業費	1,841,235千円	69,878千円	1,911,113千円	
第1項 営業費用	1,724,373千円	55,901千円	1,780,274千円	
第2項 営業外費用	106,862千円	13,977千円	120,839千円	

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額215,001千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額191,945千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額70,381千円及び減債積立金144,620千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額61,245千円及び減債積立金130,700千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
			収	入
第1款 工業用水道事業資本的収入	1,114,600千円	81,900千円	1,032,700千円	
第1項 企業債	524,700千円	81,900千円	442,800千円	
			支	出
第1款 工業用水道事業資本的支出	1,329,601千円	104,956千円	1,224,645千円	

第1項 建設改良費 825,739千円 104,956千円 720,783千円

第5条 予算第6条を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管 整備事業	千円 102,100	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和6年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
施設 整備事業	340,700			

第6条 予算第9条第1号に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	314,873千円	3,288千円	318,161千円

第7条 予算第10条中「2,404千円」を「2,334千円」に改める。

第8条 予算第11条中「70,501千円」を「74,046千円」に改める。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第14号

令和6年度和歌山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度和歌山市公共下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度和歌山市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条を次のように改める。

- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 処 理 面 積 | 2,479 ha |
| (2) 年間処理水量 | 28,984,000 m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 79,408 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 管渠整備事業 | 2,182,902 千円 |
| ポンプ場整備事業 | 743,275 千円 |
| 処理場整備事業 | 1,332,117 千円 |

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業収益	12,161,827 千円	60,645 千円	12,101,182 千円
第1項 営業収益	6,300,725 千円	98,991 千円	6,201,734 千円
第2項 営業外収益	5,861,102 千円	38,203 千円	5,899,305 千円
第3項 特別利益	- 千円	143 千円	143 千円
	支	出	
第1款 下水道事業費	10,860,490 千円	11,500 千円	10,871,990 千円
第1項 営業費用	9,843,079 千円	26,527 千円	9,869,606 千円
第2項 営業外費用	1,000,411 千円	15,027 千円	985,384 千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,194,432千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,189,297千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額200,126千円、過年度分損益勘定留保資金13,809千円、当年度分損益勘定留保資金3,909,454千円、繰越利益剰余金処分額132,302千円及び当年度利益剰余金処分額938,741千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額180,980千円、減債積立金236,973千円、当年度分損益勘定留保資金3,917,810千円及び当年度利益剰余金処分額853,534千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業資本的収入	6,965,823 千円	165,148 千円	6,800,675 千円

第1項 企業債	3,870,400千円	98,100千円	3,772,300千円
第2項 補助金	2,251,950千円	131,886千円	2,120,064千円
第3項 負担金	842,473千円	64,838千円	907,311千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出	12,160,255千円	170,283千円	11,989,972千円
第1項 建設改良費	4,435,747千円	170,283千円	4,265,464千円

第5条 予算第6条の表を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 2,290,600	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和6年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
公共下水道事業借換債	235,400			
資本費平準化債	1,246,300			

第6条 予算第9条第1号に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	881,553千円	37,844千円	843,709千円

第7条 予算第10条中「7,791,530千円」を「7,725,409千円」に改める。

第8条 予算第11条中「1,071,043千円」を「853,534千円」に改め、次のように処分するものとする。

(1) 減債積立金	853,534千円
-----------	-----------

第9条 予算第12条中「212,990千円」を「203,822千円」に改める。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第15号

令和6年度和歌山市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度和歌山市農業集落排水事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度和歌山市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第2条を次のように改める。

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| (1) 処 理 戸 数 | 331 戸 |
| (2) 年 間 処 理 水 量 | 95,800 m ³ |
| (3) 一 日 平 均 処 理 水 量 | 262 m ³ |

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 農業集落排水事業収益	139,063 千円	250 千円	138,813 千円
第1項 営 業 収 益	17,138 千円	250 千円	16,888 千円
	支	出	
第1款 農業集落排水事業費	123,538 千円	229 千円	123,309 千円
第1項 営 業 費 用	114,895 千円	422 千円	114,473 千円
第2項 営 業 外 費 用	7,623 千円	193 千円	7,816 千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額45,348千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額45,283千円」に、「当年度分損益勘定留保資金29,955千円、繰越利益剰余金処分量11,246千円及び当年度利益剰余金処分量4,147千円」を「減債積立金17,949千円及び当年度分損益勘定留保資金27,334千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 農業集落排水事業 資 本 的 支 出	50,404 千円	65 千円	50,339 千円
第1項 建 設 改 良 費	206 千円	65 千円	141 千円

第5条 予算第7条第1号に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	16,442 千円	626 千円	15,816 千円

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第16号

令和6年度和歌山市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度和歌山市漁業集落排水事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度和歌山市漁業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第2条を次のように改める。

- | | |
|---------------------|------------------------|
| (1) 処 理 戸 数 | 651 戸 |
| (2) 年 間 処 理 水 量 | 127,200 m ³ |
| (3) 一 日 平 均 処 理 水 量 | 348 m ³ |

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 漁業集落排水事業収益	151,875 千円	267 千円	152,142 千円
第1項 営 業 収 益	30,112 千円	157 千円	29,955 千円
第3項 特 別 利 益	- 千円	424 千円	424 千円
	支	出	
第1款 漁業集落排水事業費	138,907 千円	161 千円	139,068 千円
第1項 営 業 費 用	126,892 千円	120 千円	127,012 千円
第2項 営 業 外 費 用	10,995 千円	41 千円	11,036 千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額43,422千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額43,411千円」に、「当年度分損益勘定留保資金30,559千円、繰越利益剰余金処分数額9,607千円及び当年度利益剰余金処分数額3,256千円」を「減債積立金15,025千円及び当年度分損益勘定留保資金28,386千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 漁業集落排水事業 資本的支出	48,964 千円	11 千円	48,953 千円
第1項 建 設 改 良 費	648 千円	11 千円	637 千円

第5条 予算第7条第1号に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	16,452 千円	626 千円	15,826 千円

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第17号

和歌山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市手数料条例の一部を改正する条例

和歌山市手数料条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条第1号イ中「14,000円」を「16,000円」に改め、同号ウ中「19,000円」を「25,000円」に改め、同号エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「54,000円」を「47,000円」に改め、同号エただし書中「26,000円」を「32,000円」に改め、同号中サをシとし、オからコまでをカからサまでとし、エの次に次のように加える。

オ 300平方メートルを超え500平方メートル以下 1件 61,000円

第19条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号イ中「14,000円」を「15,000円」に改め、同号ウ中「19,000円」を「23,000円」に改め、同号エ中「30,000円」を「37,000円」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号イ中「13,000円」を「14,000円」に改め、同号ウ中「18,000円」を「21,000円」に改め、同号エ中「29,000円」を「33,000円」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料

ア 自己の居住の用に供する住宅を建築する場合 1件 27,000円
イ ア以外の場合 1件 120,000円

第19条中第9号を削り、第9号の2を第9号とする。

第19条の3第2項中「及び第2号」を削る。

第19条の4第1項各号を次のように改める。

(1) 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査手数料（建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を伴わないものに限る。）

ア 申請に係る建築物が住宅部分を有する建築物（非住宅部分を有する建築物を除く。以下この条及び次条において同じ。）のうち、一戸建ての住宅（単位住戸（住宅部分の1の住戸をいう。）の数が1である住宅をいう。以下この条及び次条において同じ。）で当該建築物の床面積の合計が

(ア) 200平方メートル未満

a 適合証（住宅品質確保法に規定する登録住宅性能評価機関、建築基準法に規定する

指定確認検査機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する、低炭素建築物新築等計画が認定基準に適合するものであることを証する書面をいう。以下この号において同じ。）の添付があるもの

5,000円

b 適合証の添付がない場合

(a) 評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの 18,000円

(b) 評価の方法が誘導仕様基準による方法と当該方法以外の方法を併用する方法（以下この号において「併用方法」という。）のもの 26,000円

(c) 評価の方法が（a）及び（b）以外の方法のもの 35,000円

(イ) 200平方メートル以上

a 適合証の添付があるもの 5,000円

b 適合証の添付がない場合

(a) 評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの 19,000円

(b) 評価の方法が併用方法のもの 29,000円

(c) 評価の方法が（a）及び（b）以外の方法のもの 39,000円

イ 申請に係る建築物が住宅部分を有する建築物のうち、共同住宅等（一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条及び次条において同じ。）で当該建築物の床面積の合計が

(ア) 300平方メートル未満

a 適合証の添付があるもの 10,000円

b 適合証の添付がない場合

(a) 全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの 34,000円

(b) 全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法又は併用方法のもの（（a）を除く。） 53,000円

(c) 評価の方法が（a）及び（b）以外の方法のもの 71,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満

a 適合証の添付があるもの 21,000円

b 適合証の添付がない場合

(a) 全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの 59,000円

(b) 全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法又は併用方法のもの（（a）を除く。） 89,000円

(c) 評価の方法が（a）及び（b）以外の方法のもの 119,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	
a 適合証の添付があるもの	46,000円
b 適合証の添付がない場合	
(a) 全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの	107,000円
(b) 全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法又は併用方法のもの ((a) を除く。)	154,000円
(c) 評価の方法が (a) 及び (b) 以外の方法のもの	203,000円
(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	
a 適合証の添付があるもの	83,000円
b 適合証の添付がない場合	
(a) 全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの	161,000円
(b) 全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法又は併用方法のもの ((a) を除く。)	225,000円
(c) 評価の方法が (a) 及び (b) 以外の方法のもの	291,000円
(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	
a 適合証の添付があるもの	133,000円
b 適合証の添付がない場合	
(a) 全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの	296,000円
(b) 全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法又は併用方法のもの ((a) を除く。)	434,000円
(c) 評価の方法が (a) 及び (b) 以外の方法のもの	572,000円
(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	
a 適合証の添付があるもの	202,000円
b 適合証の添付がない場合	
(a) 全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの	501,000円
(b) 全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法又は併用方法のもの ((a) を除く。)	756,000円
(c) 評価の方法が (a) 及び (b) 以外の方法のもの	1,012,000円
(キ) 50,000平方メートル以上	
a 適合証の添付があるもの	306,000円

b 適合証の添付がない場合	
(a) 全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの	878,000円
(b) 全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法又は併用方法のもの ((a) を除く。)	1,369,000円
(c) 評価の方法が (a) 及び (b) 以外の方法のもの	1,860,000円
ウ 申請に係る建築物が非住宅部分を有する建築物 (住宅部分を有する建築物を除く。次条において同じ。) で当該建築物の床面積の合計が	
(ア) 300平方メートル未満	
a 適合証の添付があるもの	10,000円
b 適合証の添付がない場合	
(a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの	90,000円
(b) 評価の方法が (a) 以外の方法のもの	235,000円
(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	
a 適合証の添付があるもの	17,000円
b 適合証の添付がない場合	
(a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの	115,000円
(b) 評価の方法が (a) 以外の方法のもの	295,000円
(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	
a 適合証の添付があるもの	28,000円
b 適合証の添付がない場合	
(a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの	151,000円
(b) 評価の方法が (a) 以外の方法のもの	380,000円
(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	
a 適合証の添付があるもの	83,000円
b 適合証の添付がない場合	
(a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの	244,000円
(b) 評価の方法が (a) 以外の方法のもの	543,000円
(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	
a 適合証の添付があるもの	131,000円
b 適合証の添付がない場合	
(a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの	319,000円
(b) 評価の方法が (a) 以外の方法のもの	669,000円
(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	

a 適合証の添付があるもの	166,000円
b 適合証の添付がない場合	
(a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの	383,000円
(b) 評価の方法が(a)以外の方法のもの	791,000円
(キ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	
a 適合証の添付があるもの	208,000円
b 適合証の添付がない場合	
(a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの	450,000円
(b) 評価の方法が(a)以外の方法のもの	902,000円
(ク) 50,000平方メートル以上	
a 適合証の添付があるもの	291,000円
b 適合証の添付がない場合	
(a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの	582,000円
(b) 評価の方法が(a)以外の方法のもの	1,125,000円

エ 申請に係る建築物が住宅部分及び非住宅部分を有する建築物であって

(ア) 住宅部分が一戸建ての住宅であるもの アの規定により算定した額にウの規定により算定した額を加えた額

(イ) 住宅部分が共同住宅等であるもの イの規定により算定した額にウの規定により算定した額を加えた額

(2) 低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を伴わないものに限る。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の軽微な変更該当していることを証する書面の交付に対する審査手数料 前号の規定中「床面積の合計」とあるのを「変更に係る部分の床面積（床面積の増加を伴う変更の場合における当該増加する床面積を除く。）の2分の1に相当する床面積と床面積の増加を伴う変更の場合における当該増加する床面積を合計した床面積」と読み替えて同号の規定により算定した額

(3) 低炭素建築物新築等計画の認定の申請（変更の認定の申請を含む。）に対する審査手数料（建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を伴うものに限る。） 第1号又は前号の規定により算定した額に第19条第1号の規定により算定した額を加えた額

第19条の4第2項を削る。

第19条の5第1項各号を次のように改める。

(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査手数料（建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を伴わないもの限り、認定の申請に係る建築物（以下「申請建築物」という。）以外の建築物（以下「他の建築物」という。）のエネルギー消費性能の向

上にも資するよう、当該申請建築物に自他供給型熱源機器等を設置しようとするものであって、当該計画に他の建築物に関する事項を記載しているものについては、申請建築物及び他の建築物ごとに算定する。)

ア 申請に係る建築物が住宅部分を有する建築物のうち、一戸建ての住宅で当該建築物の床面積の合計が

(ア) 200平方メートル未満

a 評価書面（住宅品質確保法に規定する登録住宅性能評価機関、建築基準法に規定する指定確認検査機関又は建築物省エネ法に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が発行する建築物のエネルギー消費性能の技術的審査に係る評価書面をいう。

以下この号において同じ。）の添付があるもの 5,000円

b 評価書面の添付がない場合

(a) 評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの 18,000円

(b) 評価の方法が誘導仕様基準による方法と当該方法以外の方法を併用する方法（以下この号において「併用方法」という。）のもの 26,000円

(c) 評価の方法が(a)及び(b)以外の方法のもの 35,000円

(イ) 200平方メートル以上

a 評価書面の添付があるもの 5,000円

b 評価書面の添付がない場合

(a) 評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの 19,000円

(b) 評価の方法が併用方法のもの 29,000円

(c) 評価の方法が(a)及び(b)以外の方法のもの 39,000円

イ 申請に係る建築物が住宅部分を有する建築物のうち、共同住宅等で当該建築物の床面積の合計が

(ア) 300平方メートル未満

a 評価書面の添付があるもの 10,000円

b 評価書面の添付がない場合

(a) 全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの 34,000円

(b) 全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法又は併用方法のもの（(a)を除く。） 53,000円

(c) 評価の方法が(a)及び(b)以外の方法のもの 71,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満

a 評価書面の添付があるもの 21,000円

b 評価書面の添付がない場合

(a) 全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの	59,000円
(b) 全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法又は併用方法のもの ((a) を除く。)	89,000円
(c) 評価の方法が (a) 及び (b) 以外の方法のもの	119,000円
(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	
a 評価書面の添付があるもの	46,000円
b 評価書面の添付がない場合	
(a) 全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの	107,000円
(b) 全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法又は併用方法のもの ((a) を除く。)	154,000円
(c) 評価の方法が (a) 及び (b) 以外の方法のもの	203,000円
(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	
a 評価書面の添付があるもの	83,000円
b 評価書面の添付がない場合	
(a) 全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの	161,000円
(b) 全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法又は併用方法のもの ((a) を除く。)	225,000円
(c) 評価の方法が (a) 及び (b) 以外の方法のもの	291,000円
(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	
a 評価書面の添付があるもの	133,000円
b 評価書面の添付がない場合	
(a) 全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの	296,000円
(b) 全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法又は併用方法のもの ((a) を除く。)	434,000円
(c) 評価の方法が (a) 及び (b) 以外の方法のもの	572,000円
(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	
a 評価書面の添付があるもの	202,000円
b 評価書面の添付がない場合	
(a) 全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの	501,000円

(b) 全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法又は併用方法のもの ((a) を除く。)	756,000円
(c) 評価の方法が (a) 及び (b) 以外の方法のもの	1,012,000円
(キ) 50,000平方メートル以上	
a 評価書面の添付があるもの	306,000円
b 評価書面の添付がない場合	
(a) 全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法のもの	878,000円
(b) 全ての単位住戸の評価の方法が誘導仕様基準による方法又は併用方法のもの ((a) を除く。)	1,369,000円
(c) 評価の方法が (a) 及び (b) 以外の方法のもの	1,860,000円
ウ 申請に係る建築物が非住宅部分を有する建築物で当該建築物の床面積の合計が	
(ア) 300平方メートル未満	
a 評価書面の添付があるもの	10,000円
b 評価書面の添付がない場合	
(a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの	90,000円
(b) 評価の方法が (a) 以外の方法のもの	235,000円
(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	
a 評価書面の添付があるもの	17,000円
b 評価書面の添付がない場合	
(a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの	115,000円
(b) 評価の方法が (a) 以外の方法のもの	295,000円
(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	
a 評価書面の添付があるもの	28,000円
b 評価書面の添付がない場合	
(a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの	151,000円
(b) 評価の方法が (a) 以外の方法のもの	380,000円
(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	
a 評価書面の添付があるもの	83,000円
b 評価書面の添付がない場合	
(a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの	244,000円
(b) 評価の方法が (a) 以外の方法のもの	543,000円
(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	
a 評価書面の添付があるもの	131,000円

- b 評価書面の添付がない場合
- (a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの 319,000円
- (b) 評価の方法が(a)以外の方法のもの 669,000円
- (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満
- a 評価書面の添付があるもの 166,000円
- b 評価書面の添付がない場合
- (a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの 383,000円
- (b) 評価の方法が(a)以外の方法のもの 791,000円
- (キ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満
- a 評価書面の添付があるもの 208,000円
- b 評価書面の添付がない場合
- (a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの 450,000円
- (b) 評価の方法が(a)以外の方法のもの 902,000円
- (ク) 50,000平方メートル以上
- a 評価書面の添付があるもの 291,000円
- b 評価書面の添付がない場合
- (a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの 582,000円
- (b) 評価の方法が(a)以外の方法のもの 1,125,000円
- エ 申請に係る建築物が住宅部分及び非住宅部分を有する建築物であって
- (ア) 住宅部分が一戸建ての住宅であるもの アの規定により算定した額にウの規定により算定した額を加えた額
- (イ) 住宅部分が共同住宅等であるもの イの規定により算定した額にウの規定により算定した額を加えた額
- (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を伴わないものに限る。)及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。)第28条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付に対する審査手数料 前号の規定中「床面積の合計」とあるのを「変更に係る部分の床面積(床面積の増加を伴う変更の場合における当該増加する床面積を除く。)の2分の1に相当する床面積と床面積の増加を伴う変更の場合における当該増加する床面積を合計した床面積」と読み替えて同号の規定により算定した額
- (3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(変更の認定の申請を含む。)に対する審査手数料(建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を伴うものに限る。) 第1号又は前号の規定により算定した額に第19条第1号の規定により算定した額を加えた額

(4) 建築物エネルギー消費性能確保計画に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この条において「適合性判定」という。）の審査手数料

ア 申請に係る建築物が住宅部分を有する建築物のうち、一戸建ての住宅（気候風土適応住宅を除く。）で当該建築物の床面積の合計が

(ア) 200平方メートル未満

a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物 5,000円

b a以外の建築物で

(a) 評価の方法が仕様基準による方法のもの 18,000円

(b) 評価の方法が仕様基準による方法と当該方法以外の方法を併用する方法（以下この号において「併用方法」という。）のもの 26,000円

(c) 評価の方法が(a)及び(b)以外の方法のもの 35,000円

(イ) 200平方メートル以上

a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物 5,000円

b a以外の建築物で

(a) 評価の方法が仕様基準による方法のもの 19,000円

(b) 評価の方法が併用方法のもの 29,000円

(c) 評価の方法が(a)及び(b)以外の方法のもの 39,000円

イ 申請に係る建築物が住宅部分を有する建築物のうち、共同住宅等（気候風土適応住宅を除く。）で当該建築物の床面積の合計が

(ア) 300平方メートル未満

a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物 10,000円

b a以外の建築物で

(a) 全ての単位住戸の評価の方法が仕様基準による方法のもの 34,000円

(b) 全ての単位住戸の評価の方法が仕様基準による方法又は併用方法のもの（(a)を除く。） 53,000円

(c) 評価の方法が(a)及び(b)以外の方法のもの 71,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満

a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物 21,000円

b a以外の建築物で

(a) 全ての単位住戸の評価の方法が仕様基準による方法のもの 59,000円

- (b) 全ての単位住戸の評価の方法が仕様基準による方法又は併用方法のもの ((a) を除く。) 89,000円
- (c) 評価の方法が (a) 及び (b) 以外の方法のもの 119,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満
- a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物 46,000円
- b a以外の建築物で
- (a) 全ての単位住戸の評価の方法が仕様基準による方法のもの 107,000円
- (b) 全ての単位住戸の評価の方法が仕様基準による方法又は併用方法のもの ((a) を除く。) 154,000円
- (c) 評価の方法が (a) 及び (b) 以外の方法のもの 203,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満
- a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物 83,000円
- b a以外の建築物で
- (a) 全ての単位住戸の評価の方法が仕様基準による方法のもの 161,000円
- (b) 全ての単位住戸の評価の方法が仕様基準による方法又は併用方法のもの ((a) を除く。) 225,000円
- (c) 評価の方法が (a) 及び (b) 以外の方法のもの 291,000円
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満
- a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物 133,000円
- b a以外の建築物で
- (a) 全ての単位住戸の評価の方法が仕様基準による方法のもの 296,000円
- (b) 全ての単位住戸の評価の方法が仕様基準による方法又は併用方法のもの ((a) を除く。) 434,000円
- (c) 評価の方法が (a) 及び (b) 以外の方法のもの 572,000円
- (カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満
- a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物 202,000円
- b a以外の建築物で
- (a) 全ての単位住戸の評価の方法が仕様基準による方法のもの 501,000円
- (b) 全ての単位住戸の評価の方法が仕様基準による方法又は併用方法のもの ((a) を除く。) 756,000円

- (c) 評価の方法が (a) 及び (b) 以外の方法のもの 1, 012, 000円
- (キ) 50, 000平方メートル以上
- a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物 306, 000円
- b a以外の建築物で
- (a) 全ての単位住戸の評価の方法が仕様基準による方法のもの 878, 000円
- (b) 全ての単位住戸の評価の方法が仕様基準による方法又は併用方法のもの ((a)を除く。) 1, 369, 000円
- (c) 評価の方法が (a) 及び (b) 以外の方法のもの 1, 860, 000円
- ウ 申請に係る建築物が気候風土適応住宅で
- (ア) 全ての単位住戸の一次エネルギー消費量の評価の方法が仕様基準による方法のもの
- ア (ア) b (a) 若しくは (イ) b (a) 又はイ (ア) b (a)、(イ) b (a)、(ウ) b (a)、(エ) b (a)、(オ) b (a)、(カ) b (a) 若しくは (キ) b (a) の規定により算定した額
- (イ) (ア) 以外のもの ア (ア) b (b) 若しくは (イ) b (b) 又はイ (ア) b (b)、(イ) b (b)、(ウ) b (b)、(エ) b (b)、(オ) b (b)、(カ) b (b) 若しくは (キ) b (b) の規定により算定した額
- エ 申請に係る建築物が非住宅部分を有する建築物のうち、工場等 (工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場若しくはと畜場、汚水処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの又はこれらに類するものをいう。オにおいて同じ。) 以外で当該建築物の床面積の合計が
- (ア) 300平方メートル未満
- a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物 10, 000円
- b a以外の建築物で
- (a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの 90, 000円
- (b) 評価の方法が (a) 以外の方法のもの 235, 000円
- (イ) 300平方メートル以上1, 000平方メートル未満
- a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物 17, 000円
- b a以外の建築物で
- (a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの 115, 000円
- (b) 評価の方法が (a) 以外の方法のもの 295, 000円
- (ウ) 1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満

a	申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物	28,000円
b	a以外の建築物で	
(a)	評価の方法がモデル建物法による方法のもの	151,000円
(b)	評価の方法が(a)以外の方法のもの	380,000円
(エ)	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	
a	申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物	83,000円
b	a以外の建築物で	
(a)	評価の方法がモデル建物法による方法のもの	244,000円
(b)	評価の方法が(a)以外の方法のもの	543,000円
(オ)	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	
a	申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物	131,000円
b	a以外の建築物で	
(a)	評価の方法がモデル建物法による方法のもの	319,000円
(b)	評価の方法が(a)以外の方法のもの	669,000円
(カ)	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	
a	申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物	166,000円
b	a以外の建築物で	
(a)	評価の方法がモデル建物法による方法のもの	383,000円
(b)	評価の方法が(a)以外の方法のもの	791,000円
(キ)	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	
a	申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物	208,000円
b	a以外の建築物で	
(a)	評価の方法がモデル建物法による方法のもの	450,000円
(b)	評価の方法が(a)以外の方法のもの	902,000円
(ク)	50,000平方メートル以上	
a	申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物	291,000円
b	a以外の建築物で	
(a)	評価の方法がモデル建物法による方法のもの	582,000円

(b) 評価の方法が (a) 以外の方法のもの	1, 125, 000円
オ 申請に係る建築物が非住宅部分を有する建築物のうち、工場等で当該建築物の床面積の合計が	
(ア) 300平方メートル未満	
a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物	10, 000円
b a以外の建築物で	
(a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの	19, 000円
(b) 評価の方法が (a) 以外の方法のもの	24, 000円
(イ) 300平方メートル以上1, 000平方メートル未満	
a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物	17, 000円
b a以外の建築物で	
(a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの	27, 000円
(b) 評価の方法が (a) 以外の方法のもの	32, 000円
(ウ) 1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満	
a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物	28, 000円
b a以外の建築物で	
(a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの	39, 000円
(b) 評価の方法が (a) 以外の方法のもの	44, 000円
(エ) 2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満	
a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物	83, 000円
b a以外の建築物で	
(a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの	99, 000円
(b) 評価の方法が (a) 以外の方法のもの	105, 000円
(オ) 5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満	
a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物	131, 000円
b a以外の建築物で	
(a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの	148, 000円
(b) 評価の方法が (a) 以外の方法のもの	156, 000円
(カ) 10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満	

- | | |
|--|----------|
| a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物 | 166,000円 |
| b a以外の建築物で | |
| (a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの | 184,000円 |
| (b) 評価の方法が(a)以外の方法のもの | 193,000円 |
| (キ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満 | |
| a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物 | 208,000円 |
| b a以外の建築物で | |
| (a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの | 229,000円 |
| (b) 評価の方法が(a)以外の方法のもの | 239,000円 |
| (ク) 50,000平方メートル以上 | |
| a 申請に係る建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている他の建築物 | 291,000円 |
| b a以外の建築物で | |
| (a) 評価の方法がモデル建物法による方法のもの | 318,000円 |
| (b) 評価の方法が(a)以外の方法のもの | 330,000円 |
- カ 申請に係る建築物が住宅部分及び非住宅部分を有する建築物であって
- (ア) 住宅部分が一戸建ての住宅であるもの（当該住宅部分が気候風土適応住宅であるものを除く。） アの規定により算定した額にエ又はオの規定により算定した額を加えた額
- (イ) 住宅部分が共同住宅等であるもの（当該住宅部分が気候風土適応住宅であるものを除く。） イの規定により算定した額にエ又はオの規定により算定した額を加えた額
- (ウ) 住宅部分が気候風土適応住宅であるもの ウの規定により算定した額にエ又はオの規定により算定した額を加えた額
- (5) 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物省エネ法施行規則第13条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付に対する審査手数料 前号の規定中「床面積の合計」とあるのを「変更に係る部分の床面積（床面積の増加を伴う変更の場合における当該増加する床面積を除く。）の2分の1に相当する床面積と床面積の増加を伴う変更の場合における当該増加する床面積を合計した床面積」と読み替えて同号の規定により算定した額
- (6) 適合性判定を行うことが比較的容易なものとして建築物省エネ法施行規則第2条第1項第1号に規定する建築行為に係る建築物であり、適合性判定を受けない場合の第19条第1号の審査手数料に加算する審査手数料
- ア 申請に係る建築物が一戸建ての住宅で当該建築物の床面積の合計（建築物省エネ法施行

規則第2条第1項第1号に規定する建築行為に係る建築物の床面積の合計であり、当該建築行為に係る建築物が複数ある場合は合計の床面積とする。以下この号において同じ。)が

- (ア) 200平方メートル未満のもの 13,000円
- (イ) 200平方メートル以上のもの 15,000円

イ 申請に係る建築物が共同住宅等で当該建築物の床面積の合計が

- (ア) 300平方メートル未満のもの 24,000円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 60,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 78,000円

- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 163,000円

- (カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 299,000円

- (キ) 50,000平方メートル以上のもの 572,000円

(7) 第19条第1号シ(イ)に規定する計画の変更に伴い建築物のエネルギー消費性能に関する変更(軽微な変更を除く。)を行う場合であって、適合性判定を行うことが比較的容易なものとして建築物省エネ法施行規則第2条第1項第1号に規定する建築行為に係る建築物であり、適合性判定を受けない場合の第19条第1号の審査手数料に加算する審査手数料 前号の規定中「床面積の合計」とあるのを「変更に係る部分の床面積(床面積の増加を伴う変更の場合における当該増加する床面積を除く。)の2分の1に相当する床面積と床面積の増加を伴う変更の場合における当該増加する床面積を合計した床面積」と読み替えて同号の規定により算定した額

(8) 建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築行為(以下「特定建築行為」という。)に係る建築物の第19条第3号又は第5号の完了検査手数料に加算する完了検査手数料

ア 申請に係る建築物が住宅部分を有する建築物のうち、一戸建ての住宅であるもの(申請に係る建築物が複数ある場合を含む。) 5,000円

イ 申請に係る建築物が住宅部分を有する建築物のうち、共同住宅等で当該建築物の床面積の合計(特定建築行為に係る建築物の床面積の合計で、当該建築物が複数ある場合は合計の床面積とする。以下この号において同じ。)が

- (ア) 300平方メートル未満のもの 10,000円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
83,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
133,000円

(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの
202,000円

(キ) 50,000平方メートル以上のもの
306,000円

ウ 申請に係る建築物が非住宅部分を有する建築物で当該建築物の床面積の合計が

(ア) 300平方メートル未満のもの
10,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
17,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
28,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
83,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
132,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
166,000円

(キ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの
208,000円

(ク) 50,000平方メートル以上のもの
291,000円

エ 申請に係る建築物が住宅部分及び非住宅部分を有する建築物であって

(ア) 住宅部分が一戸建ての住宅であるもの アの規定により算定した額にウの規定により算定した額を加えた額

(イ) 住宅部分が共同住宅等であるもの イの規定により算定した額にウの規定により算定した額を加えた額

第19条の5第2項から第5項までを削る。

第47条第1項中「第36条の2第1項」を「第36条第1項」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(31) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律(令和6年法律第70号)第37条の規定に該当する者

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第47条第1項の改正規定及び同条第2項に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の第19条、第19条の3第2項、第19条の4及び第19条の5の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた

申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第18号

市道路線認定について

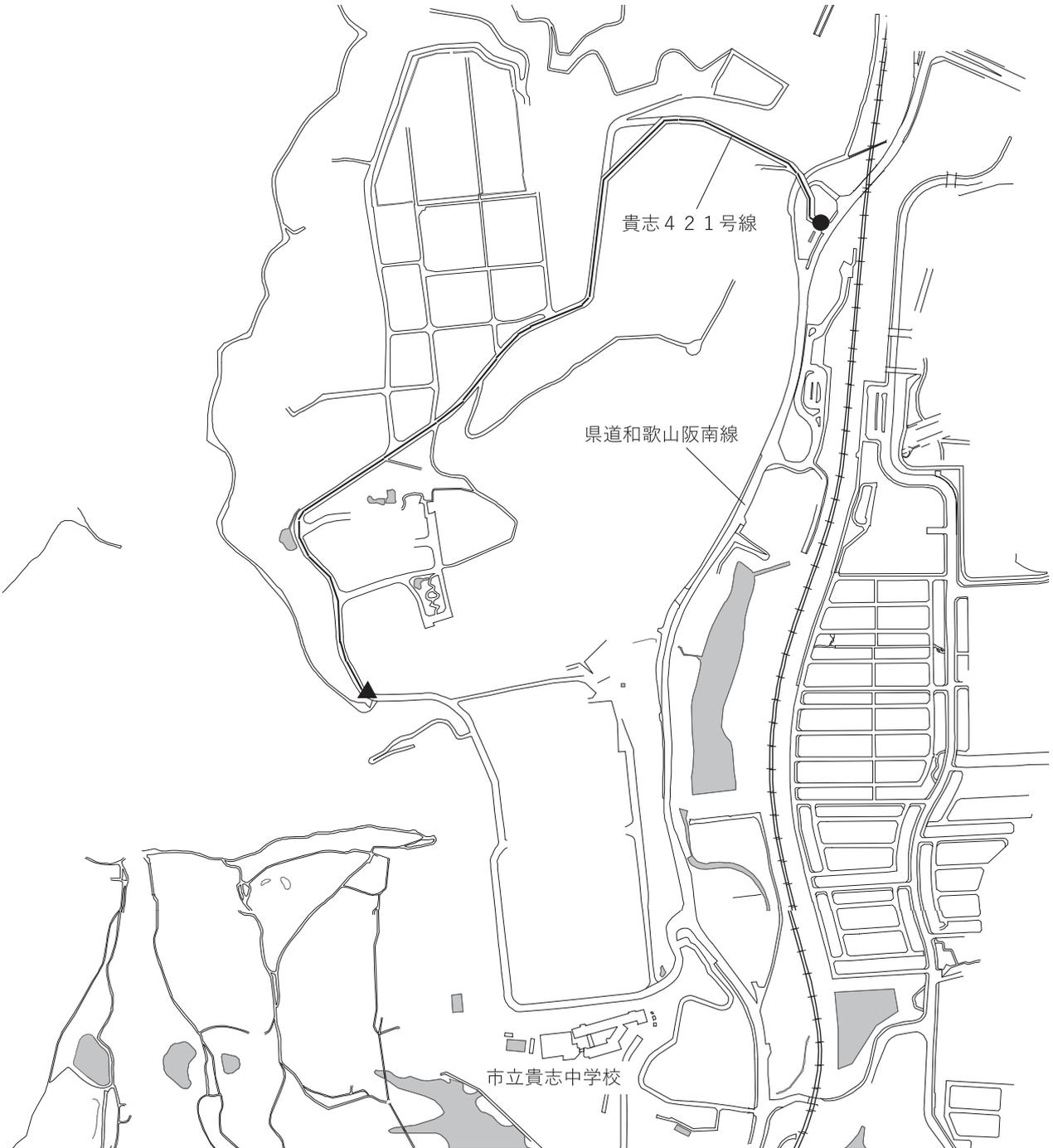
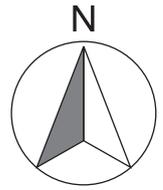
道路法第8条第2項の規定により市道の路線を次のとおり認定する。

令和7年2月19日提出

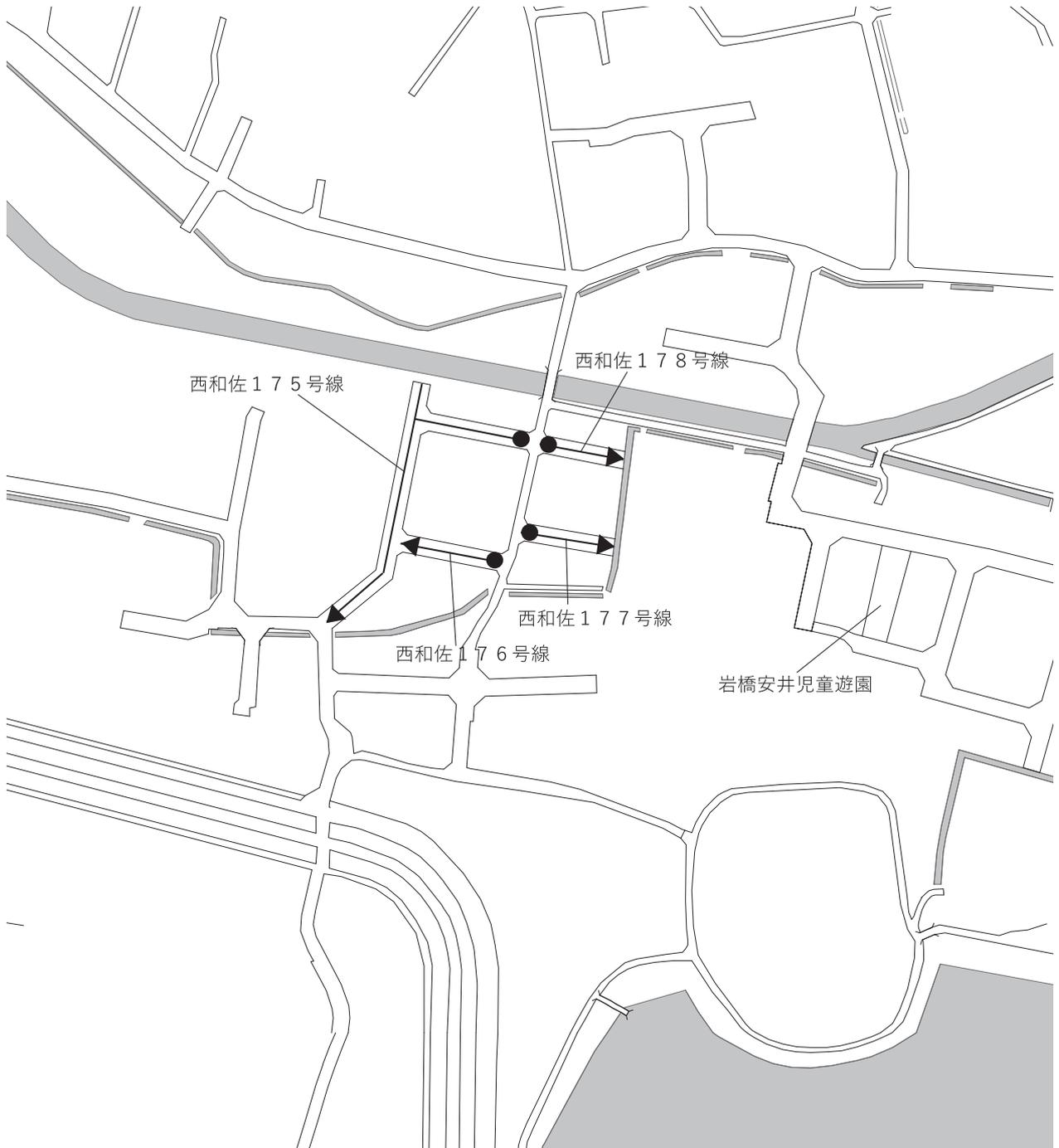
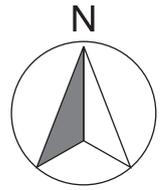
和歌山県和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起 終	点 点	備 考
22 - 421	貴志421号線	和歌山市中 和歌山市梅原		
24 - 175	西和佐175号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋		
24 - 176	西和佐176号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋		
24 - 177	西和佐177号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋		
24 - 178	西和佐178号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋		
25 - 175	岡崎175号線	和歌山市神前 和歌山市神前		
25 - 176	岡崎176号線	和歌山市井辺 和歌山市井辺		
25 - 177	岡崎177号線	和歌山市井辺 和歌山市井辺		
34 - 227	小倉227号線	和歌山市新庄 和歌山市新庄		
38 - 172	雑賀172号線	和歌山市西浜 和歌山市西浜		
38 - 173	雑賀173号線	和歌山市西浜 和歌山市西浜		

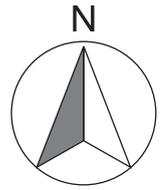
路線認定図



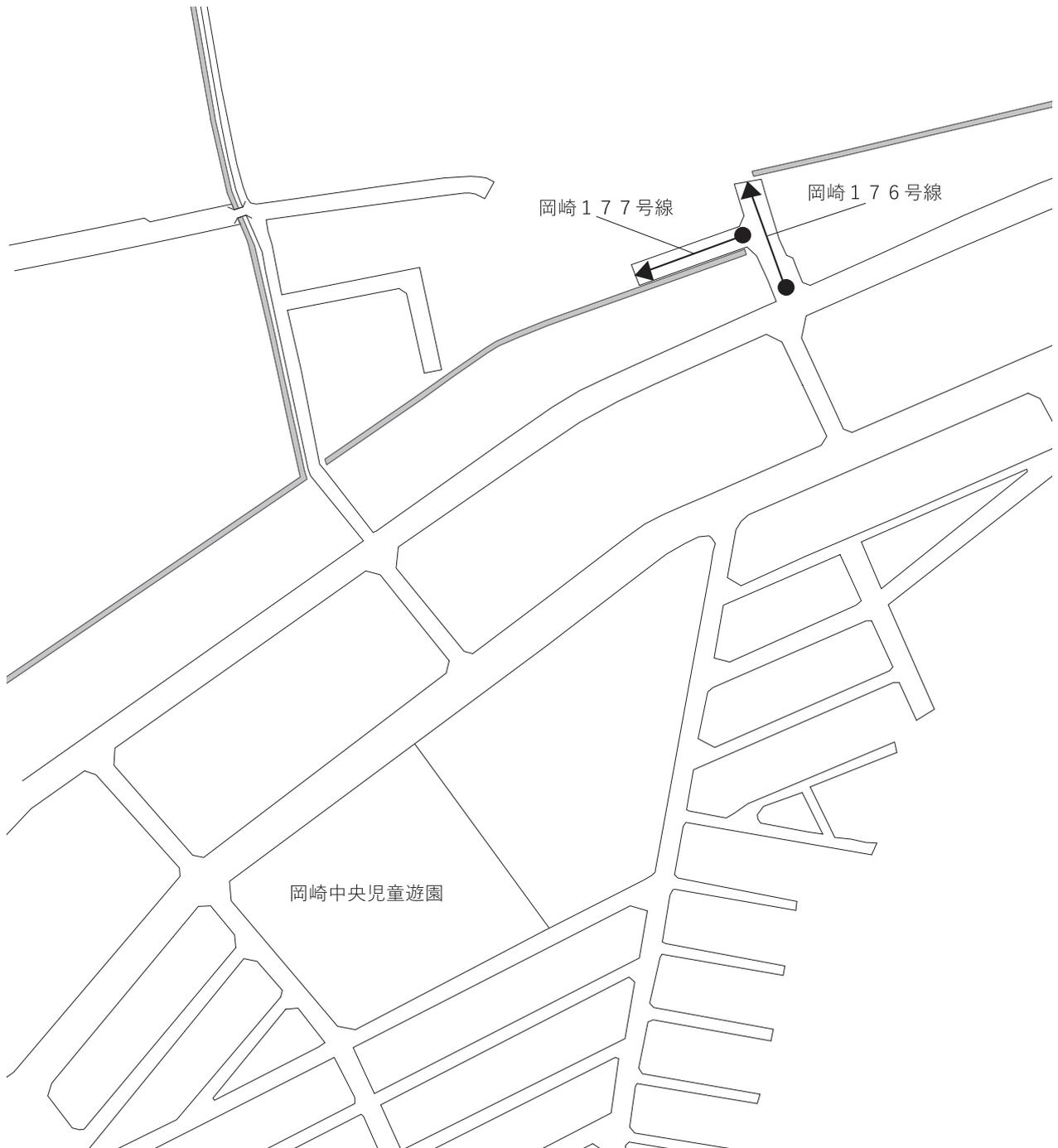
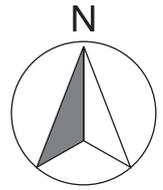
路線認定図



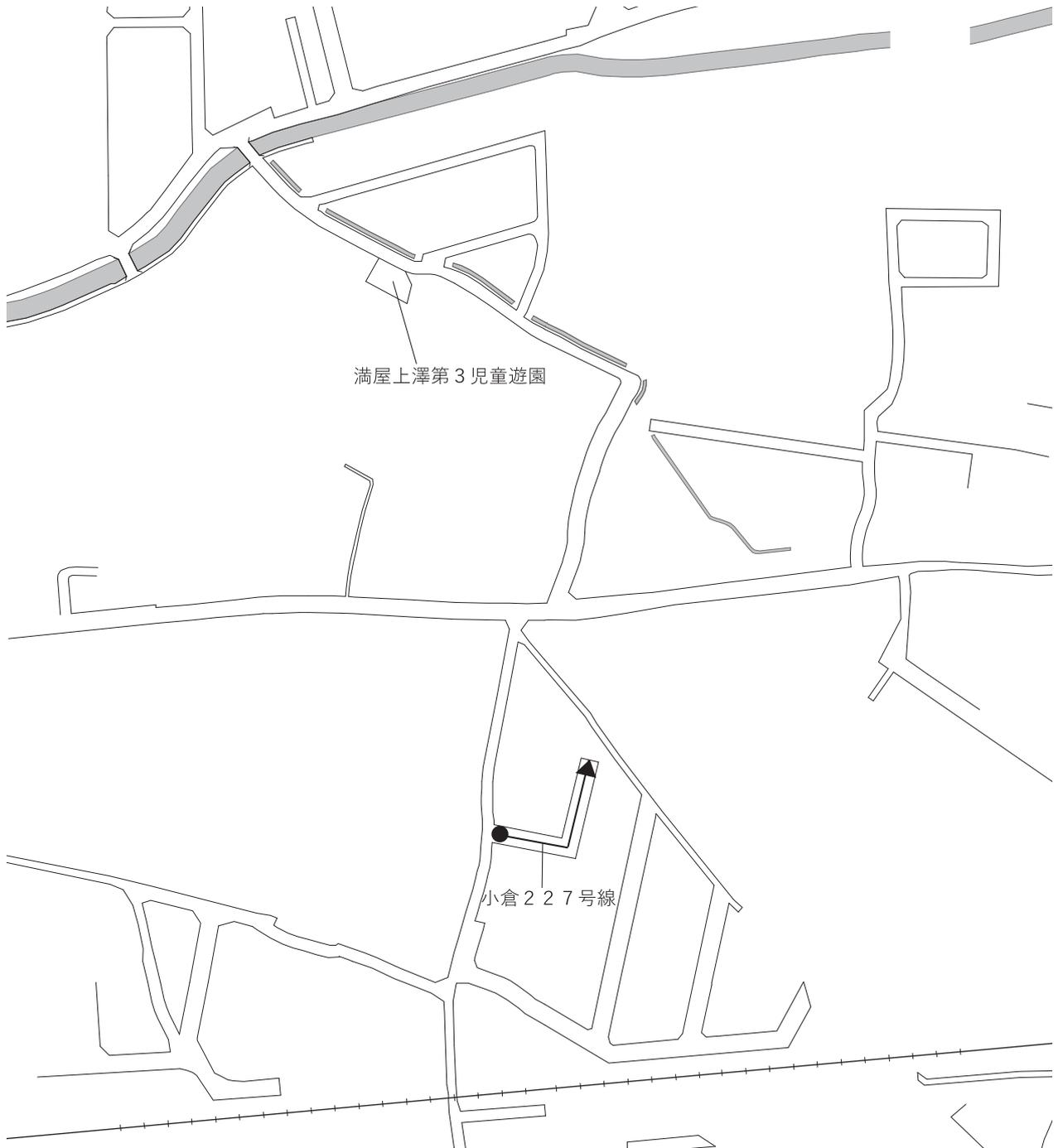
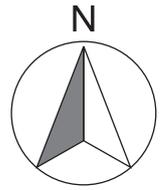
路線認定図



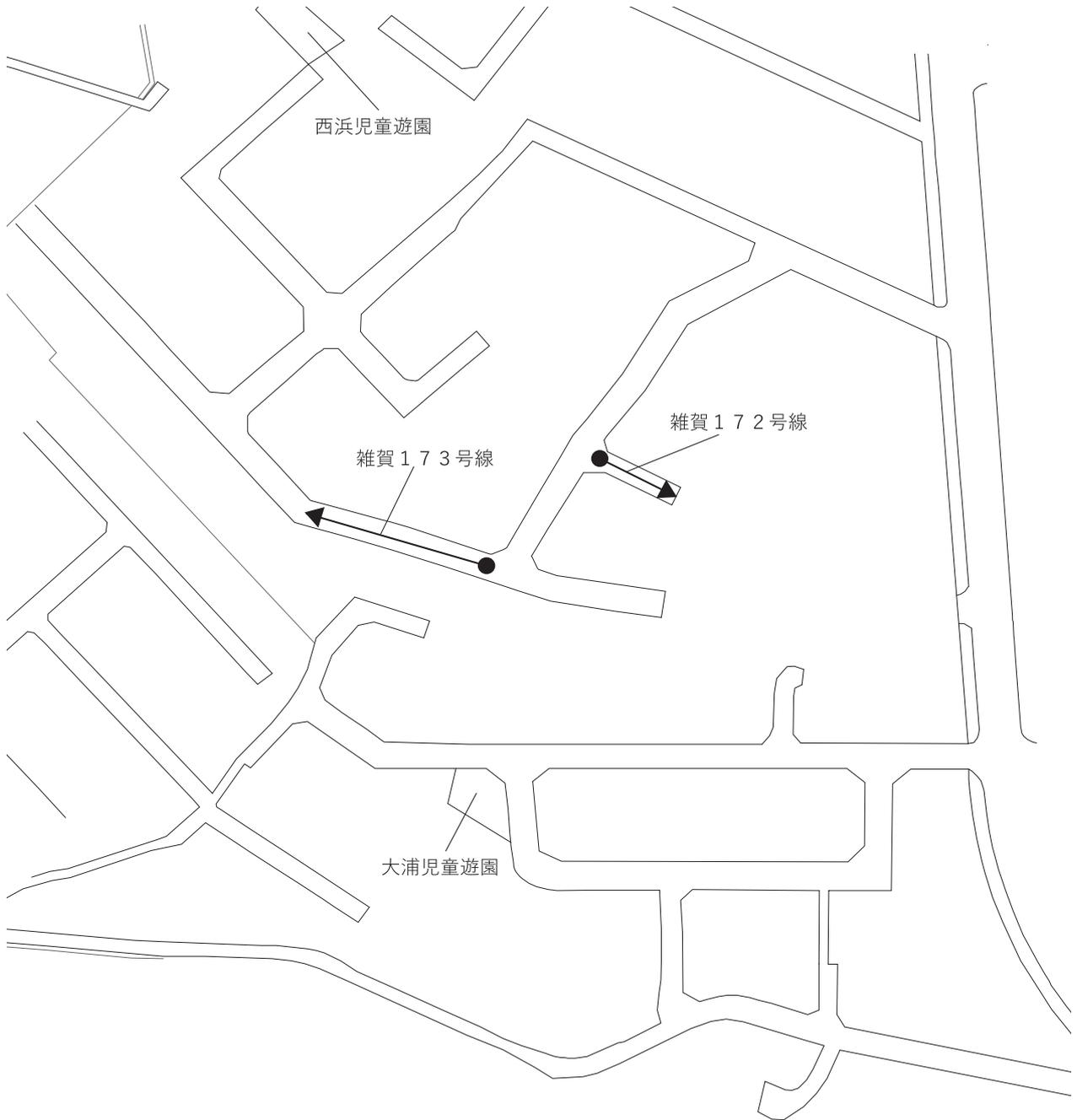
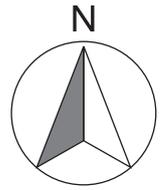
路線認定図



路線認定図



路線認定図



議案第19号

市道路線変更について

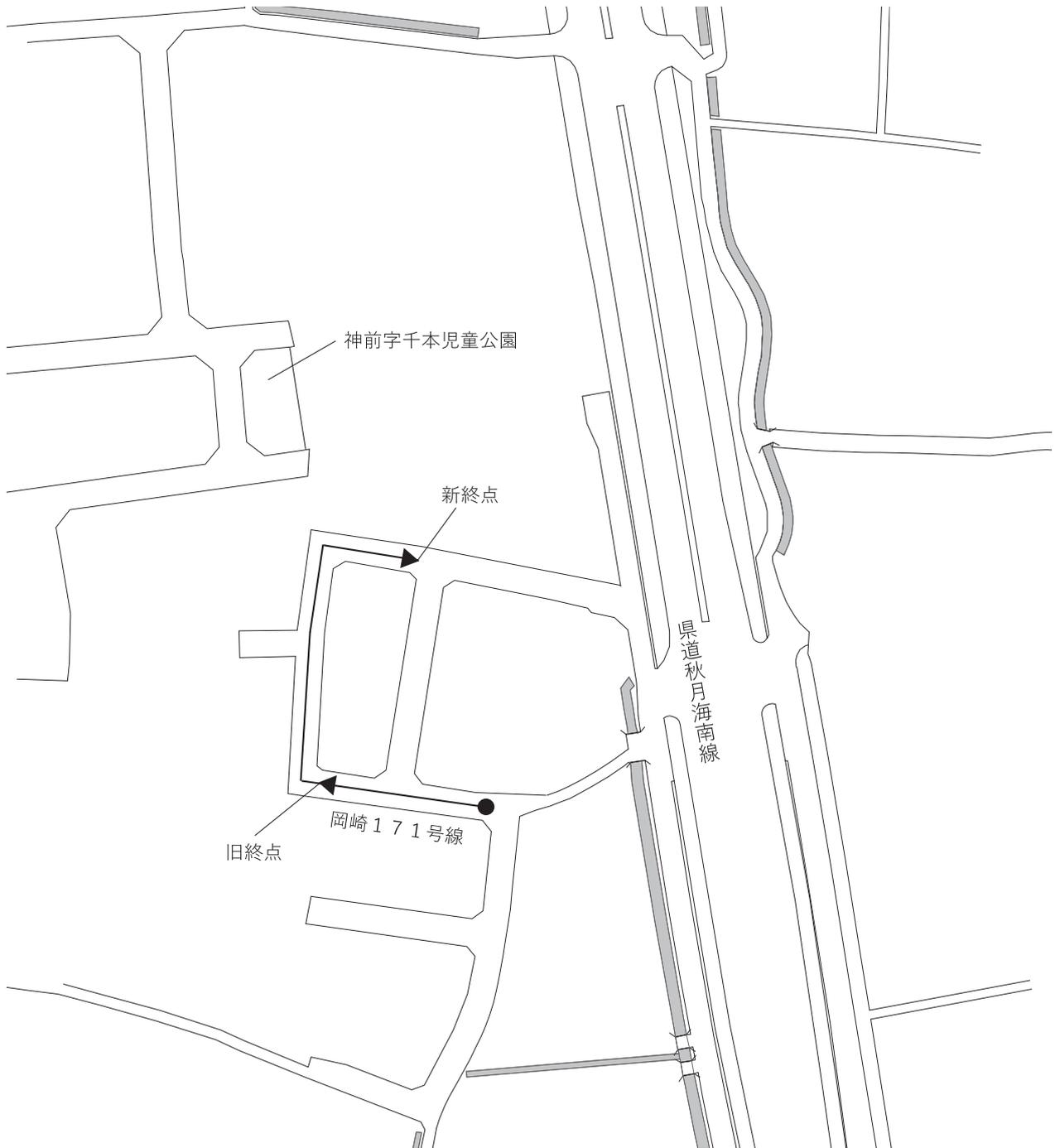
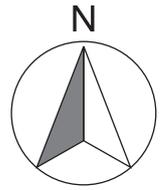
道路法第10条第3項の規定により市道の路線を次のとおり変更する。

令和7年2月19日提出

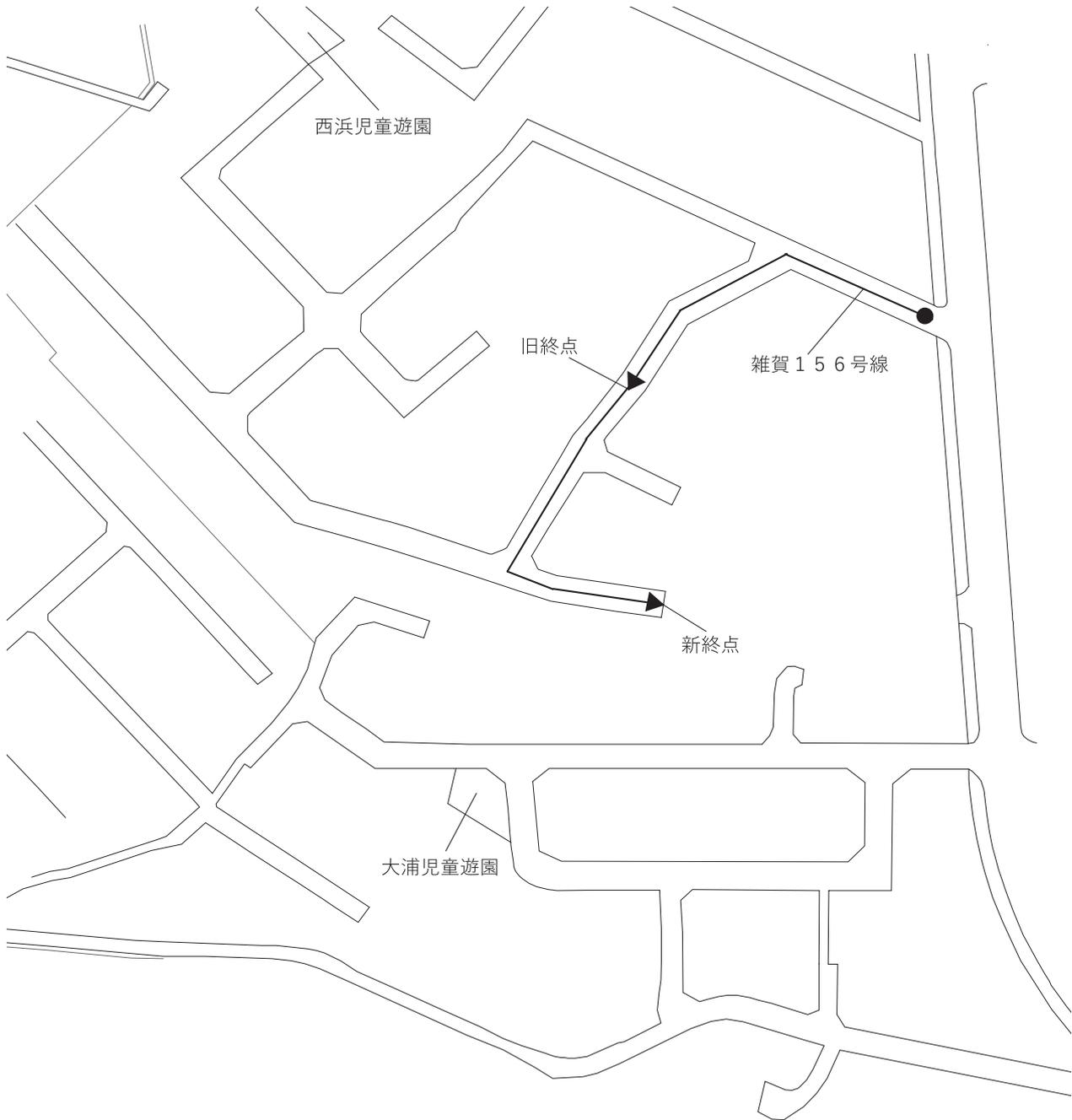
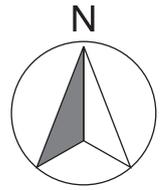
和歌山県和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起終点	備考
25 - 171	旧	岡崎171号線	和歌山市神前 和歌山市神前	
	新	岡崎171号線	和歌山市神前 和歌山市神前	終点の変更
38 - 156	旧	雑賀156号線	和歌山市西浜 和歌山市西浜	
	新	雑賀156号線	和歌山市西浜 和歌山市西浜	終点の変更

路線変更図



路線変更図



議案第20号

公有水面埋立ての免許出願に対する意見について

公有水面埋立法第3条第1項の規定により和歌山県知事から諮問（令和7年1月21日付け港空第278号）のあった公有水面埋立てについて、次のとおり意見を述べたいので、同条第4項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

1 意見

港湾の利用を増進させるために必要である。

2 埋立出願の内容

(1) 出 願 人

所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
名称 和歌山県
代表者住所 和歌山市東高松四丁目6番7号
代表者氏名 和歌山県知事 岸本周平

(2) 埋立ての位置及び面積

ア 位置

和歌山県和歌山市築港5丁目19番並びに6丁目21番及び22番1の地先公有水面

イ 面積

468.24㎡

(3) 埋立地の用途

ふ頭用地

公有水面埋立位置図



公有水面埋立の諮問場所
468.24 m²

議案第 2 1 号

令和 6 年度和歌山市一般会計補正予算 (第 1 1 号)

令和 6 年度和歌山市一般会計補正予算 (第 1 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 8 8 3, 7 0 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6 9, 5 3 0, 5 4 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

第1表

歳入歳出予算補正 (第11号)

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		37,399,348	1,400,614	38,799,962
	2 国庫補助金	3,290,944	406,000	3,696,944
	3 国庫交付金	8,057,354	994,614	9,051,968
16 県支出金		12,062,107	110,795	12,172,902
	1 県負担金	8,823,766	57,495	8,881,261
	2 県補助金	2,263,497	53,300	2,316,797
22 市債		7,483,400	5,372,300	12,855,700
	1 市債	7,483,400	5,372,300	12,855,700
歳入合計		162,646,832	6,883,709	169,530,541

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		16,068,062	34,041	16,034,021
	1 総 務 管 理 費	11,837,764	85,268	11,752,496
	7 文化スポーツ費	1,131,827	51,227	1,183,054
5 農 林 水 産 業 費		983,503	29,800	1,013,303
	1 農 業 費	671,421	29,800	701,221
6 商 工 費		3,837,254	50	3,837,204
	1 商 工 費	2,523,408	50	2,523,358
7 土 木 費		9,455,143	972,606	10,427,749
	1 土 木 管 理 費	943,752	90,295	1,034,047
	2 道 路 橋 梁 費	3,837,616	431,500	4,269,116
	3 河 川 費	396,196	66,761	462,957
	5 都 市 計 画 道 路 費	575,568	262,000	837,568
	6 公 園 費	449,863	5,450	455,313
	8 住 宅 費	1,844,934	116,600	1,961,534
9 教 育 費		10,747,539	5,903,841	16,651,380
	2 小 学 校 費	2,901,334	1,141,977	4,043,311
	3 中 学 校 費	837,189	704,098	1,541,287
	5 幼 稚 園 費	501,772	191,020	692,792
	7 保 健 体 育 費	794,799	3,866,746	4,661,545
11 諸 支 出 金		8,250,298	11,553	8,261,851
	1 公 営 企 業 費	8,250,298	11,553	8,261,851
歳 出 合 計		162,646,832	6,883,709	169,530,541

第2表

地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
スポーツ施設整備事業	5,100	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	39,200	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
農業施設整備事業	134,500	〃	〃	〃	144,300	〃	〃	〃
道路施設改善事業	729,500	〃	〃	〃	786,600	〃	〃	〃
地方道整備事業	791,500	〃	〃	〃	918,400	〃	〃	〃
交通安全施設整備事業	11,600	〃	〃	〃	38,600	〃	〃	〃
準用河川改修事業	67,300	〃	〃	〃	111,700	〃	〃	〃
街路事業	285,400	〃	〃	〃	416,400	〃	〃	〃
公園施設整備事業	63,200	〃	〃	〃	65,800	〃	〃	〃
小学校施設整備事業	27,400	〃	〃	〃	890,400	〃	〃	〃
中学校施設整備事業	159,700	〃	〃	〃	717,900	〃	〃	〃
幼稚園施設整備事業	8,400	〃	〃	〃	134,600	〃	〃	〃
共同調理場建設事業	186,400	〃	〃	〃	3,578,400	〃	〃	〃
計	7,483,400				12,855,700			

議案第 2 2 号

令和 6 年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 8 1 , 5 5 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 , 2 3 5 , 6 9 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

第1表

歳入歳出予算補正 (第4号)

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		129,880	229,000	358,880
	1 国庫交付金	129,880	229,000	358,880
4 繰入金		188,541	50	188,491
	1 一般会計繰入金	188,541	50	188,491
6 市債		548,800	552,600	1,101,400
	1 市債	548,800	552,600	1,101,400
歳入合計		1,454,146	781,550	2,235,696

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 卸売市場費		1,324,286	781,550	2,105,836
	1 卸売市場費	1,324,286	781,550	2,105,836
歳出合計		1,454,146	781,550	2,235,696

第2表

地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
卸売市場整備事業	548,800	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	1,101,400	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	548,800				1,101,400			

議案第23号

令和6年度和歌山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和6年度和歌山市公共下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度和歌山市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号を次のように改める。

(4) 主要な建設改良事業

管渠整備事業	2,302,785千円
ポンプ場整備事業	780,275千円
処理場整備事業	1,332,117千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,189,297千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,196,427千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額180,980千円、減債積立金236,973千円、当年度分損益勘定留保資金3,917,810千円及び当年度利益剰余金処分額853,534千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額188,000千円、減債積立金236,973千円、当年度分損益勘定留保資金3,917,810千円及び当年度利益剰余金処分額853,644千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業資本的収入	6,800,675千円	149,753千円	6,950,428千円
第1項 企業債	3,772,300千円	70,200千円	3,842,500千円
第2項 補助金	2,120,064千円	72,621千円	2,192,685千円
第3項 負担金	907,311千円	6,932千円	914,243千円
	支	出	
第1款 下水道事業資本的支出	11,989,972千円	156,883千円	12,146,855千円
第1項 建設改良費	4,265,464千円	156,883千円	4,422,347千円

第4条 予算第6条の表を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 2,360,800	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和6年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換
公共下水道事業借換債	235,400			
資本費平準化債	1,246,300			

				えることができる。
--	--	--	--	-----------

第5条 予算第10条中「7,725,409千円」を「7,736,962千円」に改める。

第6条 予算第11条中「853,534千円」を「853,644千円」に改め、次のように処分するものとする。

(1) 減債積立金 853,644千円

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第 2 4 号

令和 6 年度和歌山市一般会計補正予算 (第 1 2 号)

令和 6 年度和歌山市一般会計補正予算 (第 1 2 号) は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第 1 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

第1表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費		216,030
		城前広場整備事業	80,287
		標準準拠・住基系システム移行事業	2,022
			78,265
	4 戸籍住民 基本台帳費		16,659
		システム標準化対応事業	8,327
		氏名振り仮名記載事業	8,332
	5 選挙費		880
		システム標準化対応事業	880
	7 文 スポーツ 化費		118,204
		スポーツ公園整備事業	4,972
		つつじが丘総合公園整備事業	62,005
		体育館改修事業	51,227
	3 民生費	1 社会福祉費	
八番丁館解体撤去事業			1,845,974
低所得者支援給付金事業			22,110
			1,823,864
5 農水産業 林業費	1 農業費		59,437
		農業施設維持事業	21,857
		農業施設改良事業	1,857
	3 水産業費		37,580
		漁港管理事業	20,000
			37,580
6 商工費	2 観光費		265,420
		観光基盤整備事業	265,420
		和歌山城公園管理事業	9,999
			255,421

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
7 土木費			3,802,734
	1 土木管理費		90,295
		地籍調査事業	90,295
	2 道路橋梁費		2,264,483
		道路維持事業	681,324
		道路新設改良事業	12,430
		地方道整備事業	1,494,748
		交通安全施設整備事業	75,981
	3 河川費		201,004
		河川整備事業	53,944
		準用河川改修事業	147,060
	4 都市計画費		56,851
		都市防災総合推進事業	2,373
		住居表示整備事業	8,393
		まちなか再生計画推進事業	46,085
	5 都市計画道路費		672,973
		街路事業	672,973
	6 公園費		69,369
		公園整備事業	69,369
	7 下水道費		35,795
下水道施設管理事業		21,000	
下水路整備事業		14,795	
8 住宅費		411,964	
	住宅管理事業	293,032	
	民間建築物耐震改修促進事業	118,932	
8 消防費		35,563	
	1 消防費		35,563
		消防団施設整備事業	15,653
		救急自動車購入事業	19,910

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
9 教育費			5,913,182
	2 小学校費		1,141,977
		小学校施設整備事業	1,126,660
		小学校給食施設整備事業	15,317
	3 中学校費		704,098
		中学校施設整備事業	704,098
	5 幼稚園費		191,020
		幼稚園施設整備事業	191,020
	6 社会教育費		9,341
		コミュニティセンター建設事業	9,341
	7 保健体育費		3,866,746
		中学校給食センター整備事業	3,866,746
11 諸支出金			103,320
	1 公営企業費		103,320
		水道事業会計出資金	103,320
13 災害復旧費			68,720
	1 土木施設 災害復旧費		68,720
		道路災害復旧事業	68,720
合		計	12,310,380

議案第 2 5 号

令和 6 年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

第1表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 卸売市場費			816,613
	1 卸売市場費		816,613
		中央卸売市場整備事業	816,613
合 計			816,613

議案第26号

令和6年度和歌山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度和歌山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 東和歌山第二地区土地区画整理事業費			11,723
	1 東和歌山第二地区土地区画整理事業費		11,723
		東和歌山第二地区土地区画整理事業	11,723
合		計	11,723

議案第 27 号

工事請負変更契約の締結について

令和 6 年 10 月 1 日に議会の議決を経た工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結したいので、和歌山市財務に関する条例（昭和 39 年条例第 12 号）第 11 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

工 事 名	市道加太 102 号線災害復旧工事
工 事 場 所	和歌山市加太地内
変更前の請負代金額	821,634,000 円
変更後の請負代金額	929,154,600 円
契 約 の 相 手 方	和歌山市吉田 563 番地の 1 弘安建設株式会社 代表取締役 池 上 元 一
変 更 理 由	平板ブロック工において、当初予定した施工方法が特許登録されたことに伴い、再度、他の工法との比較検討を行った結果、工法変更の必要が生じたことによる増額変更のため。

議案第 28 号

令和 7 年度和歌山市一般会計予算

令和 7 年度和歌山市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 6 0 , 3 9 5 , 2 8 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 0 , 0 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市	税	60,678,766
	1 市民税	24,100,550
	2 固定資産税	25,862,813
	3 軽自動車税	1,313,838
	4 市たばこ税	2,726,903
	5 鉱産税	1
	6 都市計画税	4,329,575
	7 事業所税	2,316,586
	8 入湯税	28,500
2 地方譲与税		852,000
	1 特別とん譲与税	132,000
	2 自動車重量譲与税	511,000
	3 地方揮発油譲与税	157,000
	4 森林環境譲与税	52,000
3 利子割交付金		45,000
	1 利子割交付金	45,000
4 配当割交付金		476,000
	1 配当割交付金	476,000
5 株式等譲渡所得割交付金		643,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	643,000
6 法人事業税交付金		689,000
	1 法人事業税交付金	689,000
7 地方消費税交付金		9,410,000
	1 地方消費税交付金	9,410,000
8 ゴルフ場利用税交付金		12,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	12,000
9 環境性能割交付金		110,000

(単位 千円)

款	項	金額
	1 環境性能割交付金	110,000
10 地方特例交付金		394,000
	1 地方特例交付金	383,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	11,000
11 地方交付税		18,600,000
	1 地方交付税	18,600,000
12 交通安全対策特別交付金		33,000
	1 交通安全対策特別交付金	33,000
13 分担金及び負担金		561,269
	1 負担金	561,269
14 使用料及び手数料		2,593,074
	1 使用料	1,867,252
	2 手数料	725,822
15 国庫支出金		38,705,383
	1 国庫負担金	27,524,017
	2 国庫補助金	3,073,730
	3 国庫交付金	8,090,114
	4 国庫委託金	17,522
16 県支出金		12,849,852
	1 県負担金	9,069,282
	2 県補助金	2,819,362
	3 県交付金	737,259
	4 県委託金	220,449
	5 県貸付金	3,500
17 財産収入		436,153
	1 財産運用収入	345,923
	2 財産売却収入	90,230
18 寄附金		2,882,040
	1 寄附金	2,882,040

(単位 千円)

款	項	金額
19 繰入金		809,498
	1 基金繰入金	700,641
	2 特別会計繰入金	108,857
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		2,789,748
	1 延滞金・加算金及び過料	69,001
	2 市預金利子	1
	3 貸付金収入	1,305,051
	4 受託事業収入	65,972
	5 弁償金	30
	6 物品売払収入	233
	7 雑収入	1,349,460
22 市債		6,825,500
	1 市債	6,825,500
歳入	合計	160,395,284

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		898,336
	1 議 会 費	898,336
2 総 務 費		12,885,412
	1 総 務 管 理 費	8,108,744
	2 徴 税 費	1,531,705
	3 市 民 生 活 費	603,581
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	793,995
	5 選 挙 費	234,556
	6 統 計 調 査 費	259,027
	7 文 化 ス ポ ー ツ 費	1,181,259
	8 監 査 委 員 費	102,072
	9 人 事 委 員 会 費	70,473
3 民 生 費		80,301,297
	1 社 会 福 祉 費	33,304,012
	2 生 活 保 護 費	18,341,221
	3 児 童 福 祉 費	24,639,058
	4 災 害 救 助 費	12,282
	5 年 金 保 険 費	3,499,083
	6 市 民 福 祉 費	505,641
4 衛 生 費		9,834,011
	1 保 健 衛 生 費	4,306,681
	2 清 掃 費	5,080,942
	3 環 境 保 全 費	446,388
5 農 林 水 産 業 費		1,038,880
	1 農 業 費	748,966
	2 農 林 緑 花 費	148,861
	3 水 産 業 費	141,053
6 商 工 費		3,706,625
	1 商 工 費	2,754,966

(単位 千円)

款	項	金額
	2 観 光 費	951,659
7 土 木 費		8,778,420
	1 土 木 管 理 費	1,037,999
	2 道 路 橋 梁 費	3,387,558
	3 河 川 費	392,860
	4 都 市 計 画 費	963,557
	5 都 市 計 画 道 路 費	250,821
	6 公 園 費	358,712
	7 下 水 道 費	563,692
	8 住 宅 費	1,823,221
8 消 防 費		5,427,843
	1 消 防 費	5,427,843
9 教 育 費		10,171,652
	1 教 育 総 務 費	2,314,671
	2 小 学 校 費	2,832,104
	3 中 学 校 費	815,785
	4 高 等 学 校 費	837,985
	5 幼 稚 園 費	504,644
	6 社 会 教 育 費	2,154,819
	7 保 健 体 育 費	711,644
10 災 害 復 旧 費		323,915
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	323,915
11 公 債 費		17,959,916
	1 公 債 費	17,959,916
12 諸 支 出 金		8,998,977
	1 公 营 企 業 費	8,785,468
	2 集 落 排 水 費	213,509
13 予 備 費		70,000
	1 予 備 費	70,000

(単位 千円)

款	項	金額
歳	出	160,395,284
	合	
	計	

第2表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
財務会計システム公金収納対応事業	令和8年度	2,118
合 計		2,118

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
奨学金返還助成事業 (令和7年度募集分)	令和8年度 令和12年度	250千円×交付対象者 奨学金受取総月数/12
合 計		-

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
ガバメントクラウド回線運用管理事業	令和8年度 令和12年度	50,386
合 計		50,386

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・住基系システム運営事業	令和8年度 令和12年度	175,230
合 計		175,230

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・保険系システム運営事業	令和8年度 令和12年度	398,750
合 計		398,750

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・債権回収システム運営事業	令和 8 年度 令和 1 2 年度	66,449
合 計		66,449

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・税系システム移行事業	令和 8 年度	344,993
合 計		344,993

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・税系システム運営事業	令和 8 年度 令和 1 3 年度	69,411
合 計		69,411

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市税納税通知書封入封緘等委託事業	令和 8 年度	51,291
合 計		51,291

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
個人市民税課税資料パンチ委託事業	令和 8 年度	282
合 計		282

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
滞納整理・電話催告事業	令和 8 年度 、 令和 9 年度	48,312
合 計		48,312

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地域包括支援センター委託事業	令和 8 年度	24,127
合 計		24,127

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
次期ごみ処理施設整備事業 (基本設計等業務)	令和 8 年度 、 令和 9 年度	336,506
合 計		336,506

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小規模事業者経営改善資金等利子補給事業	令和 8 年度 、 令和 1 1 年度	貸付限度額 800,000 千円の年 1.0% を上限として利息相当額の 1/2
合 計		-

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
女性・若者・シニア新規開業資金等利子補給事業	令和 8 年度 、 令和 1 1 年度	貸付限度額 250,000 千円の年 1.0% を上限として利息相当額の 1/2
合 計		-

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
契約・業者管理システム更新事業	令和 8 年度 令和 1 2 年度	130,465
合 計		130,465

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市道管理事業 (植栽管理業務委託)	令和 8 年度 令和 9 年度	40,296
合 計		40,296

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方道整備事業 (梅原広場アクセス道路)	令和 8 年度 令和 9 年度	576,300
合 計		576,300

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
下水路整備事業 (貴志地区梅原下水路整備工事)	令和 8 年度 令和 9 年度	466,700
合 計		466,700

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
岡崎団地建替事業	令和 8 年度 令和 9 年度	2,362,903
合 計		2,362,903

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
特別支援教育就学奨励費システム事業	令和 8 年度 令和 1 2 年度	5,445
合	計	5,445

第3表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎整備事業	80,600	証書借入又は債券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
防災基盤整備事業	63,300	〃	〃	〃
支所・連絡所整備事業	7,800	〃	〃	〃
文化財保護事業	24,500	〃	〃	〃
博物館整備事業	35,100	〃	〃	〃
スポーツ施設整備事業	28,700	〃	〃	〃
社会福祉総務事業	7,400	〃	〃	〃
八番丁館解体撤去事業	79,500	〃	〃	〃
認定こども園等整備事業	69,900	〃	〃	〃
児童館整備事業	300	〃	〃	〃
隣保館整備事業	1,700	〃	〃	〃
斎場整備事業	59,400	〃	〃	〃
保健所整備事業	73,200	〃	〃	〃
清掃運搬施設整備事業	14,200	〃	〃	〃
清掃工場施設整備事業	342,200	〃	〃	〃
農業施設整備事業	174,700	〃	〃	〃
四季の郷公園整備事業	6,700	〃	〃	〃
沿岸漁場整備開発事業	6,400	〃	〃	〃
共同作業場整備事業	5,800	〃	〃	〃
勤労者総合センター整備事業	32,300	〃	〃	〃
和歌山城公園整備事業	5,500	〃	〃	〃
道路施設改善事業	849,200	〃	〃	〃
緊急避難道路等整備事業	59,000	〃	〃	〃
地方道整備事業	567,100	〃	〃	〃

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
交通安全施設 整備事業	900	証書借入又 は債券発行	年4.0%以内（ただし、 利率見直し方式で借り入 れる政府資金及び地方公 共団体金融機構資金につ いて、利率の見直しを行っ た後においては、当該見 直し後の利率）	政府その他の資金の借入 れについては、その融通条 件による。ただし、市財政 の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰 上償還若しくは低利に借り 換えることができる。
河川整備事業	123,200	〃	〃	〃
準用河川改修 事業	67,700	〃	〃	〃
都市計画県工 事負担金	7,400	〃	〃	〃
街路事業	123,400	〃	〃	〃
公園施設整備 事業	34,000	〃	〃	〃
水路維持事業	24,000	〃	〃	〃
下水道施設管 理事業	21,000	〃	〃	〃
下水道整備事 業	25,000	〃	〃	〃
住宅改善事業	262,200	〃	〃	〃
消防施設整備 事業	878,100	〃	〃	〃
小学校施設整 備事業	41,300	〃	〃	〃
中学校施設整 備事業	17,000	〃	〃	〃
高等学校施設 整備事業	137,900	〃	〃	〃
地区集会所整 備事業	4,400	〃	〃	〃
こども科学館 整備事業	110,600	〃	〃	〃
コミュニティ センター整備 事業	19,000	〃	〃	〃
体育施設整備 事業	78,500	〃	〃	〃
土木施設災害 復旧事業	97,000	〃	〃	〃
水道事業会計 出資金	864,800	〃	〃	〃
借換債	1,293,600	〃	〃	〃
計	6,825,500			

議案第 29 号

令和 7 年度和歌山市国民健康保険事業特別会計予算

令和 7 年度和歌山市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 37,350,554 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		6,463,012
	1 国民健康保険料	6,463,012
2 使用料及び手数料		1,001
	1 手数料	1,001
3 国庫支出金		2,838
	1 国庫補助金	2,838
4 県支出金		27,238,315
	1 県補助金	59,769
	2 県交付金	27,178,546
5 繰入金		3,444,130
	1 一般会計繰入金	3,444,130
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		201,257
	1 貸付金収入	1
	2 雑収入	201,256
歳入	合計	37,350,554

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		547,537
	1 総 務 管 理 費	547,537
2 保 険 給 付 費		26,957,707
	1 療 養 諸 費	23,554,000
	2 高 額 療 養 費	3,283,000
	3 移 送 費	200
	4 出 産 育 児 諸 費	104,889
	5 葬 祭 諸 費	15,450
	6 傷 病 手 当 諸 費	168
3 国民健康保険事業費納付金		9,347,210
	1 医療給付費分納付金	6,775,387
	2 後期高齢者支援金等分納付金	1,930,233
	3 介護納付金分納付金	641,590
4 保 健 事 業 費		334,993
	1 特定健康診査等事業費	276,726
	2 保 健 事 業 費	58,267
5 諸 支 出 金		153,107
	1 償還金及び還付加算金	153,107
6 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	37,350,554

第2表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料納入通知書封入封緘等委託事業	令和8年度	6,716
合	計	6,716

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険料収納対策事業	令和8年度 、 令和9年度	79,806
合	計	79,806

議案第30号

令和7年度和歌山市卸売市場事業特別会計予算

令和7年度和歌山市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,507,914千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		232,094
	1 使用料	232,094
2 国庫支出金		249,513
	1 国庫交付金	249,513
3 財産収入		468
	1 財産運用収入	468
	(財産売払収入)	
4 繰入金		247,284
	1 一般会計繰入金	247,284
5 諸収入		204,855
	1 雑入	204,855
6 市債		573,700
	1 市債	573,700
歳入	合計	1,507,914

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 卸売市場費		1,300,990
	1 卸売市場費	1,300,990
2 公債費		206,824
	1 公債費	206,824
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出	合計	1,507,914

第2表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
卸売市場整備 事業	573,700	証書借入又 は債券発行	年4.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借り入 れる政府資金及び地方公 共団体金融機構資金につ いて、利率の見直しを行っ た後においては、当該見 直し後の利率)	政府その他の資金の借入 れについては、その融通条 件による。ただし、市財政 の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰 上償還若しくは低利に借り 換えることができる。
計	573,700			

議案第31号

令和7年度和歌山市土地区画整理事業特別会計予算

令和7年度和歌山市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,537千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		9,435
	1 東和歌山第二地区土地区画 整理事業一般会計繰入金	9,435
2 諸収入		102
	1 東和歌山第二地区土地区画 整理事業雑入	102
(繰越金)		
	(東和歌山第二地区土地区画 整理事業繰越金)	
歳入合計		9,537

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 東和歌山第二地区 土地区画整理事業費		9,537
	1 東和歌山第二地区 土地区画整理事業費	9,537
歳出合計		9,537

議案第 3 2 号

令和 7 年度和歌山市住宅改修資金貸付事業特別会計予算

令和 7 年度和歌山市の住宅改修資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 5 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 諸 収 入		25,000
	1 貸 付 金 収 入	25,000
歳 入	合 計	25,000

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 前年度繰上充用金		25,000
	1 前年度繰上充用金	25,000
歳 出	合 計	25,000

議案第 33 号

令和 7 年度和歌山市住宅新築資金貸付事業特別会計予算

令和 7 年度和歌山市の住宅新築資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 558,611 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 諸 収 入		558,611
	1 貸 付 金 収 入	203,980
	2 雑 入	354,631
歳 入	合 計	558,611

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 前年度繰上充用金		558,611
	1 前年度繰上充用金	558,611
歳 出	合 計	558,611

議案第34号

令和7年度和歌山市宅地取得資金貸付事業特別会計予算

令和7年度和歌山市の宅地取得資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ226,334千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 諸 収 入		226,334
	1 貸 付 金 収 入	103,930
	2 雑 入	122,404
歳 入	合 計	226,334

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 前年度繰上充用金		226,334
	1 前年度繰上充用金	226,334
歳 出	合 計	226,334

議案第 35 号

令和 7 年度和歌山市駐車場管理事業特別会計予算

令和 7 年度和歌山市の駐車場管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 625, 437 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1, 370, 000 千円と定める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		271,423
	1 使用料	271,423
2 繰入金		1,260
	1 一般会計繰入金	1,260
3 諸収入		1,352,754
	1 雑収入	1,352,754
歳入合計		1,625,437

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 駐車場管理費		147,079
	1 駐車場管理費	147,079
2 道路駐車場管理費		113,058
	1 道路駐車場管理費	113,058
3 前年度繰上充用金		1,365,000
	1 前年度繰上充用金	1,365,000
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳出合計		1,625,437

議案第36号

令和7年度和歌山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和7年度和歌山市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ131,339千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		2,292
	1 一般会計繰入金	2,292
2 繰越金		31,655
	1 繰越金	31,655
3 諸収入		97,392
	1 貸付金収入	97,382
	2 雑収入	10
歳入	合計	131,339

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金費		106,231
	1 母子父子寡婦福祉資金費	106,231
2 公債費		17,093
	1 公債費	17,093
3 諸支出金		8,015
	1 母子父子寡婦福祉資金費	8,015
歳出	合計	131,339

議案第37号

令和7年度和歌山市介護保険事業特別会計予算

令和7年度和歌山市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,839,085千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 介護保険料		7,964,513
	1 介護保険料	7,964,513
2 使用料及び手数料		50
	1 手数料	50
3 国庫支出金		10,835,276
	1 国庫負担金	7,634,973
	2 国庫補助金	7,963
	3 国庫交付金	3,192,340
4 県支出金		5,700,605
	1 県負担金	5,505,447
	2 県交付金	195,158
5 支払基金交付金		11,255,683
	1 支払基金交付金	11,255,683
6 財産収入		4,438
	1 財産運用収入	4,438
7 繰入金		7,074,019
	1 一般会計繰入金	6,611,583
	2 基金繰入金	462,436
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		4,500
	1 雑収入	4,500
歳入	合計	42,839,085

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		820,984
	1 総 務 管 理 費	337,163
	2 介 護 認 定 費	483,821
2 保 険 給 付 費		40,443,013
	1 介 護 サービス等諸費	39,140,281
	2 高 額 介 護 サービス等費	1,090,049
	3 高 額 医 療 合 算 費 介 護 サービス等費	161,857
	4 市 町 村 特 別 給 付 費	10,932
	5 そ の 他 諸 費	39,894
3 地 域 支 援 事 業 費		1,453,547
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	1,242,252
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	5,880
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	200,359
	4 そ の 他 諸 費	5,056
4 基 金 積 立 金		4,438
	1 基 金 積 立 金	4,438
5 諸 支 出 金		112,103
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	11,511
	2 重 層 的 支 援 体 制 整 備 金 事 業 繰 出 金	100,592
6 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	42,839,085

第2表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料納入通知書封入封緘等委託事業	令和8年度	9,356
合	計	9,356

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険事業計画策定事業	令和8年度	5,412
合	計	5,412

議案第 38 号

令和 7 年度和歌山市後期高齢者医療特別会計予算

令和 7 年度和歌山市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 2 , 1 2 3 , 1 7 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		5,378,238
	1 後期高齢者医療保険料	5,378,238
2 使用料及び手数料		11
	1 手数料	11
3 繰入金		6,732,982
	1 一般会計繰入金	6,732,982
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		11,943
	1 雑入	11,943
歳入合計		12,123,175

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		82,263
	1 総務管理費	82,263
2 後期高齢者医療 広域連合者納付金		12,030,464
	1 後期高齢者医療 広域連合者納付金	12,030,464
3 諸支出金		7,448
	1 償還金及び還付加算金	7,448
4 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出合計		12,123,175

第2表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料納入通知書封入封緘等委託事業	令和8年度	10,945
合	計	10,945

議案第 39 号

令和 7 年度和歌山市直轄事業用地先行取得事業特別会計予算

令和 7 年度和歌山市の直轄事業用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 188,694 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		188,694
	1 財産売却収入	188,694
歳入	合計	188,694

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 国道42号事業費		188,444
	1 国道42号事業費	188,444
2 諸支出金		250
	1 国道42号事業費繰出金	250
歳出	合計	188,694

議案第40号

令和7年度和歌山市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	187,353戸
(2) 年間総配水量	45,352,000m ³
(3) 一日平均配水量	124,252m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配水管整備事業	3,829,454千円
配水施設整備事業	323,681千円
原浄水施設新設改良事業	1,426,099千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	8,728,369千円	
第1項 営業収益	8,141,139千円	
第2項 営業外収益	587,230千円	
	支	出
第1款 水道事業費	7,302,307千円	
第1項 営業費用	6,661,455千円	
第2項 営業外費用	607,852千円	
第3項 特別損失	3,000千円	
第4項 予備費	30,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,955,846千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額485,391千円、過年度分損益勘定留保資金202,449千円、当年度分損益勘定留保資金2,901,492千円及び当年度利益剰余金処分額366,514千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 水道事業資本的収入	4,375,871千円	
第1項 企業債	3,099,300千円	

第2項	出 資 金	864,886千円
第3項	補 助 金	173,499千円
第4項	負 担 金	231,370千円
第5項	固定資産売却代金	6,816千円

支 出

第1款	水道事業資本的支出	8,331,717千円
第1項	建設改良費	5,613,336千円
第2項	企業債償還金	2,718,381千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水管整備事業	令和8年度	37,800 ^{千円}
配水施設整備事業	令和8年度から 令和10年度まで	2,961,937
加納浄水場更新設備事業	令和8年度から 令和11年度まで	5,105,177

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
配水管整備事業	2,132,600 ^{千円}	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和7年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
配水施設整備事業	71,700			
施設整備事業	895,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金

額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1, 1 6 6, 7 3 6 千円

(2) 交 際 費 5 4 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業費の一部に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、13,331千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち366,514千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 3 6 6, 5 1 4 千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、260,761千円と定める。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

議案第41号

令和7年度和歌山市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水工場数	43工場
(2) 年間総配水量	80,447,000 m ³
(3) 一日平均配水量	220,403 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配水施設整備事業	10,233千円
原浄水施設新設改良事業	411,753千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益	2,327,959千円	
第1項 営業収益	2,254,074千円	
第2項 営業外収益	73,885千円	
	支	出
第1款 工業用水道事業費	1,817,072千円	
第1項 営業費用	1,665,434千円	
第2項 営業外費用	141,638千円	
第3項 予備費	10,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額68,669千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,124千円及び減債積立金34,545千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 工業用水道事業資本的収入	779,500千円	
第1項 企業債	218,000千円	
第2項 補助金	61,500千円	
第3項 その他資本的収入	500,000千円	
	支	出
第1款 工業用水道事業資本的支出	848,169千円	

第1項 建設改良費 422,967千円

第2項 企業債償還金 425,202千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水施設整備事業	令和8年度	181,500 ^{千円}
工水強化事業	令和8年度から 令和9年度まで	5,977,653
浄水場整備事業	令和8年度	201,470

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
施設整備事業	218,000 ^{千円}	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和7年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 302,992千円

(2) 交 際 費 54千円

(他会計からの補助金)

第10条 工業用水道事業費の一部に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,104千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 1 1 条 たな卸資産の購入限度額は、82,006千円と定める。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

議案第42号

令和7年度和歌山市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理面積	2, 490 ha
(2) 年間処理水量	27, 567, 000 m ³
(3) 一日平均処理水量	75, 526 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠整備事業	2, 977, 572 千円
ポンプ場整備事業	888, 759 千円
処理場整備事業	1, 320, 835 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益	12, 244, 874 千円	
第1項 営業収益	6, 450, 582 千円	
第2項 営業外収益	5, 794, 292 千円	
	支	出
第1款 下水道事業費	10, 846, 555 千円	
第1項 営業費用	9, 896, 635 千円	
第2項 営業外費用	932, 920 千円	
第3項 特別損失	2, 000 千円	
第4項 予備費	15, 000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5, 275, 854千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額229, 678千円、当年度分損益勘定留保資金3, 894, 681千円、繰越利益剰余金処分量188, 318千円及び当年度利益剰余金処分量963, 177千円で補填するものとする)。

	収	入
第1款 下水道事業資本的収入	7, 465, 586 千円	
第1項 企業債	3, 928, 600 千円	

第2項 補助金	2,685,424千円
第3項 負担金	850,562千円
第4項 分担金	1,000千円

支出

第1款 下水道事業資本的支出	12,741,440千円
第1項 建設改良費	5,189,021千円
第2項 企業債償還金	7,052,419千円
第3項 他会計からの長期借入金償還金	500,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所等改造資金利子等補給事業	令和8年度から 令和13年度まで	貸付限度額1,000千円 ^{千円} の4.38%と利息相当額
ポンプ場整備事業	令和8年度から 令和9年度まで	2,188,100

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 2,697,000	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和7年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
公共下水道事業借換債	451,400			
資本費平準化債	780,200			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 870,097千円

(2) 交際費 54千円

(他会計からの補助金)

第10条 公共下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,903,147千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち1,151,495千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 1,151,495千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、221,631千円と定める。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第43号

令和7年度和歌山市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理戸数	328戸
(2) 年間処理水量	95,000 m ³
(3) 一日平均処理水量	260 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 農業集落排水事業収益	135,213千円	
第1項 営業収益	16,674千円	
第2項 営業外収益	118,539千円	
	支	出
第1款 農業集落排水事業費	118,304千円	
第1項 営業費用	110,549千円	
第2項 営業外費用	6,735千円	
第3項 特別損失	20千円	
第4項 予備費	1,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額44,406千円は過年度分損益勘定留保資金2,620千円、当年度分損益勘定留保資金27,630千円及び繰越利益剰余金処分量14,156千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 農業集落排水事業資本的収入	6,153千円	
第1項 補助金	6,153千円	
	支	出
第1款 農業集落排水事業資本的支出	50,559千円	
第1項 建設改良費	1,244千円	
第2項 企業債償還金	49,315千円	

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 17,291千円

(2) 交際費 54千円

(他会計からの補助金)

第8条 農業集落排水事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、106,825千円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 繰越利益剰余金のうち14,156千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 14,156千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,999千円と定める。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第44号

令和7年度和歌山市漁業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度漁業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理戸数	646戸
(2) 年間処理水量	130,700 m ³
(3) 一日平均処理水量	358 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 漁業集落排水事業収益	149,642千円	
第1項 営業収益	29,782千円	
第2項 営業外収益	119,860千円	
	支	出
第1款 漁業集落排水事業費	135,396千円	
第1項 営業費用	124,217千円	
第2項 営業外費用	10,159千円	
第3項 特別損失	20千円	
第4項 予備費	1,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額44,661千円は過年度分損益勘定留保資金2,172千円、当年度分損益勘定留保資金30,520千円及び繰越利益剰余金処分別11,969千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 漁業集落排水事業資本的収入	8,391千円	
第1項 補助金	8,372千円	
第2項 分担金	19千円	
	支	出
第1款 漁業集落排水事業資本的支出	53,052千円	
第1項 建設改良費	3,497千円	
第2項 企業債償還金	49,555千円	

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 17,291千円

(2) 交際費 54千円

(他会計からの補助金)

第8条 漁業集落排水事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、106,684千円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 繰越利益剰余金のうち11,969千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 11,969千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,683千円と定める。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第45号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(和歌山市職員恩給条例の一部改正)

第1条 和歌山市職員恩給条例(大正13年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「懲役若八禁コ」を「拘禁刑」に改める。

第14条第2号中「禁コ」を「拘禁刑」に改める。

第22条ノ2中「懲役又八禁コノ刑」を「拘禁刑」に改める。

(和歌山市職員給与条例の一部改正)

第2条 和歌山市職員給与条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第26条の2第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第26条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 和歌山市職員の退職手当に関する条例(昭和37年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第1号及び第5項第2号、第18条の見出し及び同条第1項第1号、第19条第1項第1号並びに第21条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(和歌山市消防団設置等に関する条例の一部改正)

第4条 和歌山市消防団設置等に関する条例(昭和39年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(和歌山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第5条 和歌山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(和歌山市中央卸売市場業務条例の一部改正)

第6条 和歌山市中央卸売市場業務条例(昭和49年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項第5号イ、第13条第5項第2号、第19条第4項第2号及び第31条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第7条 和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第17条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第8条 和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年条例第128号）の一部を次のように改正する。

第15条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正）

第9条 和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成12年条例第129号）の一部を次のように改正する。

第11条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（和歌山市長等の倫理に関する条例の一部改正）

第10条 和歌山市長等の倫理に関する条例（平成15年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第15条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（和歌山市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第11条 和歌山市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成16年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第3号及び第4号並びに第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（和歌山市行政不服審査会条例の一部改正）

第12条 和歌山市行政不服審査会条例（平成28年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第10条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（和歌山市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第13条 和歌山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第6項から第8項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第14条 和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（和歌山市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号。以下「整理法」という。）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の和歌山市職員給与条例第26条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪について起訴をされた者とみなす。

（和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 刑法等一部改正法及び整理法並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の和歌山市職員の退職手当に関する条例第17条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪について起訴をされた者とみなす。

（和歌山市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 刑法等一部改正法及び整理法並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第11条の規定による改正後の和歌山市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第14条第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪について起訴をされた者とみなす。

議案第46号

和歌山市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について
和歌山市職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市職員給与条例等の一部を改正する条例

(和歌山市職員給与条例の一部改正)

第1条 和歌山市職員給与条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「(管理又は監督の地位にある職員として規則で定める者にあつては、3号給)」を削り、同条第6項中「55歳(医療職給料表の適用を受ける職員にあつては、57歳)に達した日以後における最初の3月31日を経過した」を「次の各号に掲げる」に改め、「勤務成績が」の次に「極めて良好又は」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 55歳(医療職給料表の適用を受ける職員にあつては、57歳)に達した日以後における最初の3月31日を経過した職員(次号に掲げる職員を除く。)

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で、その等級がこれに相当するものとして規則で定める職員

第9条第1項中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に改め、「配偶者、」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円(職員に複数の扶養親族たる子がいる場合にあつては、最年長者である扶養親族たる子以外の扶養親族たる子については13,500円)、扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行政8級職員等」という。)」及び「前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円(職員に複数の扶養親族たる子がいる場合にあつては、最年長者である扶養親族たる子以外の扶養親族たる子については10,500円)」を削り、同条第4項中「(以下、「特定期間」という。)」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条及び第11条を次のように改める。

第10条及び第11条 削除

第11条の2第2項中「100分の6」を「100分の4」に改める。

第11条の3第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第21条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第26条の6中「から第11条まで」を削る。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	等級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		

20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	

84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
86	256,000	297,100	346,000						
87	256,300	297,400	346,400						
88	256,600	297,700	346,800						
89	256,900	298,000	347,000						
90	257,200	298,300	347,400						
91	257,500	298,600	347,800						
92	257,800	299,000	348,200						
93	258,100	299,200	348,400						
94		299,400	348,800						
95		299,700	349,200						
96		300,100	349,500						
97		300,300	349,800						
98		300,600	350,200						
99		301,000	350,600						
100		301,400	351,000						
101		301,600	351,500						
102		301,900	351,900						
103		302,200	352,300						
104		302,500	352,700						
105		302,700	353,200						
106		303,000	353,600						
107		303,300	353,900						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						
110		304,200							
111		304,600							
112		304,900							
113		305,100							
114		305,300							
115		305,600							

	116		306,000								
	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

教育職給料表（1）

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給				
		円	円	円	円
	1	199,900	246,300	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	389,700	467,500

11	222,200	259,500	391,200	469,000
12	224,400	260,800	392,700	470,500
13	226,600	262,100	394,100	472,000
14	228,700	264,000	395,600	473,300
15	230,800	265,800	397,100	474,600
16	232,900	267,600	398,600	475,900
17	235,000	269,300	400,000	477,100
18	236,800	271,500	401,600	477,800
19	238,500	273,700	403,200	478,500
20	240,200	275,900	404,700	479,200
21	241,900	278,100	405,900	479,800
22	243,200	280,300	407,300	
23	244,500	282,500	408,700	
24	245,800	284,600	410,000	
25	247,000	286,600	411,600	
26	248,200	288,500	413,000	
27	249,400	290,400	414,300	
28	250,600	292,200	415,700	
29	251,700	294,000	417,100	
30	252,900	295,900	418,400	
31	254,100	297,700	419,900	
32	255,300	299,400	421,400	
33	256,400	301,100	423,000	
34	257,700	302,900	424,400	
35	259,000	304,600	426,000	
36	260,300	306,200	427,500	
37	261,700	307,800	429,200	
38	263,100	309,500	430,700	
39	264,400	311,300	432,300	
40	265,700	313,000	433,900	
41	267,000	314,300	435,400	
42	268,000	316,200	436,900	

	43	269,000	318,000	438,100
	44	269,900	319,700	439,300
	45	270,600	321,400	440,500
	46	271,400	323,300	441,800
	47	272,200	325,000	443,000
	48	273,000	326,700	444,200
	49	273,800	328,400	445,300
	50	274,600	330,200	446,500
	51	275,300	332,000	447,700
	52	276,100	333,700	448,900
	53	276,900	335,400	450,100
	54	277,700	336,700	451,300
	55	278,500	338,000	452,500
	56	279,300	339,300	453,700
	57	280,000	340,800	454,800
	58	280,600	342,400	455,400
	59	281,400	343,900	455,900
	60	282,300	345,500	456,400
	61	283,100	347,000	456,900
	62	283,700	348,600	
	63	284,500	350,200	
	64	285,200	351,700	
	65	286,200	353,200	
	66	287,000	354,800	
	67	287,800	356,400	
	68	288,500	357,900	
	69	289,200	359,400	
	70	290,000	361,000	
	71	290,800	362,600	
	72	291,500	364,100	
	73	292,200	365,600	
定年	74	292,900	367,200	

前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	75	293,600	368,800
	76	294,200	370,300
	77	294,800	371,800
	78	295,500	373,200
	79	296,200	374,600
	80	296,800	375,900
	81	297,400	377,200
	82	298,100	378,600
	83	298,800	380,000
	84	299,500	381,300
	85	300,200	382,400
	86	301,000	383,800
	87	301,700	385,100
	88	302,400	386,400
	89	303,100	387,600
	90	304,000	388,900
	91	304,800	390,000
	92	305,600	391,200
	93	306,100	392,400
	94	306,900	393,500
	95	307,700	394,700
96	308,500	395,900	
97	309,200	397,300	
98	310,000	398,300	
99	310,800	399,300	
100	311,500	400,300	
101	312,300	401,200	
102	313,200	402,200	
103	314,100	403,300	
104	314,900	404,400	
105	315,500	405,100	
106	316,300	406,000	

107	317,100	406,900
108	317,900	407,800
109	318,600	408,600
110	319,000	409,400
111	319,400	410,200
112	319,900	411,000
113	320,400	411,600
114	320,800	412,300
115	321,300	413,000
116	321,700	413,700
117	322,200	414,300
118	322,700	414,800
119	323,100	415,200
120	323,600	415,500
121	324,100	415,800
122	324,500	416,100
123	325,000	416,400
124	325,500	416,600
125	326,100	416,800
126	326,400	417,100
127	326,700	417,400
128	327,000	417,600
129	327,200	417,800
130	327,500	418,100
131	327,800	418,400
132	328,000	418,600
133	328,200	418,800
134	328,400	419,100
135	328,600	419,400
136	328,900	419,600
137	329,200	419,800
138	329,400	420,100

	139	329,700	420,400		
	140	330,000	420,600		
	141	330,200	420,800		
	142	330,400	421,100		
	143	330,700	421,400		
	144	330,900	421,600		
	145	331,200	421,800		
	146	331,400			
	147	331,700			
	148	332,000			
	149	332,200			
	150	332,400			
	151	332,700			
	152	333,000			
	153	333,200			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		238,500	279,100	336,600	421,900

備考

- 1 この表は、高等学校に勤務する校長及び教員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表（2）

職員 の区 分	等級 号給	1 級	2 級	3 級
		円	円	円
	1	199,900	220,700	348,700
	2	202,200	223,100	350,200
	3	204,500	225,500	351,700
	4	206,700	227,900	353,200

5	208,900	230,300	354,600
6	211,200	232,700	356,000
7	213,400	235,100	357,400
8	215,600	237,500	358,800
9	217,800	239,900	360,200
10	220,000	241,500	361,500
11	222,200	243,100	362,800
12	224,400	244,700	364,100
13	226,600	246,300	365,300
14	228,700	247,800	366,600
15	230,800	249,200	367,800
16	232,900	250,600	369,000
17	235,000	252,000	370,200
18	236,800	253,200	371,400
19	238,500	254,400	372,600
20	240,200	255,600	373,700
21	241,900	257,000	374,800
22	243,200	258,200	376,000
23	244,500	259,500	377,200
24	245,800	260,800	378,300
25	247,000	262,100	379,400
26	248,100	264,000	380,600
27	249,200	265,800	381,800
28	250,300	267,600	382,900
29	251,500	269,300	384,000
30	252,800	271,500	385,200
31	254,000	273,700	386,400
32	255,200	275,900	387,500
33	256,300	278,100	388,600
34	257,500	280,300	389,800
35	258,700	282,500	391,000
36	259,900	284,600	392,200

37	261,100	286,600	393,400
38	262,300	288,500	394,700
39	263,500	290,400	395,900
40	264,700	292,200	397,100
41	265,900	294,000	398,300
42	267,000	295,900	399,600
43	268,100	297,700	400,600
44	269,200	299,400	401,700
45	270,200	301,100	402,900
46	271,000	302,900	404,100
47	271,800	304,600	405,300
48	272,600	306,200	406,500
49	273,300	307,800	407,600
50	274,100	309,500	408,600
51	274,800	311,300	409,900
52	275,500	313,000	411,100
53	276,300	314,300	412,300
54	277,100	316,200	413,400
55	277,900	318,000	414,500
56	278,600	319,700	415,600
57	279,300	321,400	416,600
58	280,100	323,300	417,800
59	280,900	325,000	419,000
60	281,600	326,700	420,200
61	282,200	328,400	420,800
62	282,900	330,200	421,600
63	283,600	332,000	422,300
64	284,200	333,700	422,800
65	284,900	335,400	423,100
66	285,600	336,700	423,400
67	286,300	338,000	423,800
68	287,000	339,300	424,200

	69	287,700	340,800	424,500
	70	288,500	342,300	424,900
	71	289,200	343,800	425,200
	72	289,900	345,300	425,500
	73	290,400	346,700	425,800
	74	291,100	348,200	426,200
	75	291,800	349,700	426,500
定年	76	292,400	351,200	426,800
前再				
任用	77	293,000	352,600	427,100
短時	78	293,700	354,100	427,400
間勤	79	294,300	355,600	427,700
務職	80	294,900	357,100	427,900
員以				
外の	81	295,500	358,500	428,100
職員	82	296,100	359,800	
	83	296,700	361,100	
	84	297,300	362,300	
	85	297,800	363,500	
	86	298,300	364,700	
	87	298,800	365,900	
	88	299,300	367,000	
	89	299,700	368,100	
	90	300,300	369,200	
	91	300,800	370,300	
	92	301,300	371,400	
	93	301,600	372,500	
	94	302,100	373,700	
	95	302,600	374,800	
	96	303,000	375,900	
	97	303,400	376,900	
	98	303,900	377,900	
	99	304,400	378,800	
	100	304,800	379,700	

101	305,200	380,500
102	305,600	381,500
103	306,000	382,400
104	306,300	383,300
105	306,500	384,100
106	306,800	385,000
107	307,100	385,900
108	307,300	386,800
109	307,500	387,600
110	307,700	388,600
111	308,000	389,500
112	308,300	390,400
113	308,500	391,000
114	308,700	391,900
115	308,900	392,800
116	309,200	393,700
117	309,500	394,500
118	309,700	395,200
119	310,000	396,000
120	310,300	396,800
121	310,500	397,400
122	310,700	398,100
123	310,900	398,800
124	311,200	399,400
125	311,500	400,000
126		400,700
127		401,200
128		401,800
129		402,400
130		403,000
131		403,500
132		404,000

133			404,300	
134			404,600	
135			404,900	
136			405,200	
137			405,500	
138			405,800	
139			406,100	
140			406,400	
141			406,700	
142			407,000	
143			407,300	
144			407,600	
145			407,800	
146			408,100	
147			408,400	
148			408,600	
149			408,800	
150			409,100	
151			409,400	
152			409,600	
153			409,800	
154			410,100	
155			410,400	
156			410,600	
157			410,800	
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 229,700	円 276,000	円 330,000

備考 この表は、専門教育職員に適用する。

教育職給料表 (3)

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	3 級
	号給			
		円	円	円
	1	199,300	220,000	346,000
	2	201,600	222,400	347,600
	3	203,800	224,800	349,200
	4	206,000	227,100	350,600
	5	208,200	229,500	352,000
	6	210,400	231,900	353,400
	7	212,600	234,300	354,900
	8	214,800	236,700	356,400
	9	217,000	239,000	357,700
	10	219,100	240,600	359,000
	11	221,300	242,300	360,300
	12	223,600	244,000	361,500
	13	225,800	245,500	363,000
	14	227,900	246,800	364,400
	15	230,000	248,200	365,600
	16	232,100	249,600	366,800
	17	234,100	250,800	368,100
	18	235,900	252,100	369,300
	19	237,500	253,200	370,600
	20	239,300	254,500	371,700
	21	241,000	255,700	372,900
	22	242,200	256,800	374,200
	23	243,400	258,100	375,500
	24	244,600	259,400	376,700
	25	245,900	260,700	377,700
	26	247,200	262,500	378,900
	27	248,300	264,300	380,100
	28	249,500	266,100	381,200

29	250,500	267,800	382,500
30	251,700	270,000	383,800
31	252,900	272,200	385,000
32	253,900	274,400	386,200
33	255,200	276,500	387,300
34	256,400	278,600	388,500
35	257,600	280,800	389,700
36	258,800	283,000	390,900
37	260,300	284,900	392,200
38	261,600	286,700	393,500
39	263,000	288,600	394,700
40	264,200	290,500	395,900
41	265,500	292,200	397,200
42	266,700	293,900	398,400
43	267,700	295,700	399,700
44	268,500	297,400	401,000
45	269,500	299,200	402,000
46	270,000	300,800	403,300
47	270,700	302,600	404,600
48	271,300	304,300	405,800
49	271,700	305,700	406,900
50	272,400	307,200	408,200
51	273,100	308,900	409,400
52	273,800	310,500	410,500
53	274,600	311,900	411,700
54	275,300	313,700	412,900
55	276,000	315,400	414,000
56	276,800	317,100	415,100
57	277,500	318,800	416,200
58	278,300	320,700	417,300
59	279,100	322,500	418,400
60	279,800	324,000	419,500

	61	280,300	325,700	420,500
	62	281,000	327,300	421,100
	63	281,700	329,000	421,700
	64	282,400	330,700	422,300
	65	282,900	332,400	422,900
	66	283,600	333,800	423,200
	67	284,300	335,100	423,600
	68	285,100	336,400	424,000
	69	285,600	337,700	424,500
	70	286,200	339,200	424,900
	71	286,900	340,600	425,200
	72	287,600	342,100	425,500
	73	288,300	343,500	425,800
	74	288,900	344,900	426,200
	75	289,500	346,400	426,500
定年	76	290,200	347,900	426,800
前再				
任用	77	290,700	349,300	427,100
短時	78	291,300	350,700	427,400
間勤	79	291,900	352,200	427,700
務職	80	292,600	353,700	427,900
員以				
外の	81	293,100	355,100	428,100
職員	82	293,700	356,300	
	83	294,400	357,500	
	84	294,900	358,700	
	85	295,300	360,000	
	86	295,800	361,100	
	87	296,300	362,200	
	88	296,800	363,300	
	89	297,100	364,500	
	90	297,500	365,600	
	91	298,000	366,700	
	92	298,400	367,800	

93	298,900	368,800
94	299,400	369,900
95	299,800	370,900
96	300,200	372,000
97	300,600	373,000
98	301,100	373,900
99	301,600	374,800
100	302,100	375,700
101	302,400	376,400
102	302,700	377,300
103	303,000	378,200
104	303,200	379,100
105	303,600	379,800
106	303,800	380,600
107	304,000	381,500
108	304,200	382,300
109	304,500	383,000
110	304,800	383,900
111	305,100	384,700
112	305,300	385,500
113	305,500	386,300
114	305,800	387,100
115	306,000	387,900
116	306,300	388,800
117	306,500	389,600
118	306,800	390,300
119	307,100	391,000
120	307,300	391,700
121	307,500	392,400
122	307,800	393,000
123	308,000	393,700
124	308,200	394,200

125	308,500	394,800
126		395,400
127		396,000
128		396,600
129		397,000
130		397,400
131		397,800
132		398,200
133		398,700
134		399,000
135		399,300
136		399,600
137		399,900
138		400,200
139		400,500
140		400,800
141		401,100
142		401,400
143		401,700
144		402,000
145		402,200
146		402,500
147		402,800
148		403,000
149		403,200
150		403,400
151		403,600
152		403,800
153		404,000
154		404,200
155		404,400
156		404,600

	157		404,800
定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円 228,200	円 273,400	円 328,800

備考

- この表は、幼稚園に勤務する園長及び教員に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第4条関係）

消防職給料表

職員の区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号給	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	408,300	458,300	510,200
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	410,200	463,800	517,100
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	412,100	468,800	522,300
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	413,900	473,500	526,600
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	415,700	477,500	530,100
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	417,500	481,000	533,400
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	419,300	484,000	536,400
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	421,100	486,500	538,900
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	422,700	488,500	540,900
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	424,200		
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	425,700		
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	427,200		
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	428,700		
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	430,000		
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	431,300		
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	432,500		
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	433,700		

18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	435,000
19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	436,300
20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	437,500
21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	438,700
22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	439,500
23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	440,300
24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	441,100
25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	441,700
26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	442,300
27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	442,900
28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	443,500
29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	444,200
30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	445,000
31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	445,400
32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	446,100
33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	446,600
34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	447,000
35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	447,400
36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	447,800
37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	448,200
38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	448,600
39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	449,000
40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	449,300
41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	449,600
42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	450,000
43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	450,300
44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	450,600
45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	450,900
46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200	
47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500	
48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800	
49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100	

	50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400
	51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700
	52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000
	53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200
	54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500
	55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800
	56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100
	57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300
	58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600
	59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900
	60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100
	61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300
	62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600
	63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900
	64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200
	65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400
	66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700
	67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000
	68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300
	69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500
定年	70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800
前再	71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100
任用	72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400
短時	73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600
間勤	74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100	
務職	75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400	
員以	76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600	
外の	77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800	
職員	78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100	
	79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400	
	80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600	
	81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800	

82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100
83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400
84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600
85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800
86	302,500	321,000	345,500	387,800		
87	303,200	322,000	347,000	388,400		
88	303,900	323,000	348,400	389,000		
89	304,600	324,000	349,700	389,300		
90	305,400	325,300	350,900	389,800		
91	306,200	326,500	352,100	390,300		
92	306,900	327,700	353,400	390,800		
93	307,400	328,900	354,700	391,200		
94	308,300	330,200	356,200	391,600		
95	309,200	331,400	357,700	392,100		
96	310,000	332,600	359,100	392,600		
97	310,800	333,800	360,400	393,000		
98	311,800	335,100	361,600	393,500		
99	312,700	336,300	362,700	394,000		
100	313,600	337,500	363,900	394,500		
101	314,500	338,900	365,000	394,800		
102	315,500	339,800	366,100	395,200		
103	316,500	340,800	367,200	395,700		
104	317,400	341,900	368,300	396,000		
105	318,200	343,000	369,500	396,300		
106	318,800	344,100	370,000	396,800		
107	319,400	345,100	370,600	397,300		
108	320,000	346,100	371,200	397,800		
109	320,500	347,300	371,800	398,100		
110	321,000	348,300	372,300	398,600		
111	321,400	349,300	372,700	399,100		
112	321,900	350,200	373,200	399,600		
113	322,700	351,100	373,600	399,900		

114	323,400	352,000	374,000	400,400					
115	324,100	353,000	374,500	400,900					
116	324,700	354,000	375,000	401,400					
117	325,300	355,000	375,400	401,800					
118	326,000	355,400	375,900	402,300					
119	326,700	356,000	376,500	402,700					
120	327,500	356,600	377,000	403,200					
121	328,100	356,900	377,200	403,600					
122	328,400	357,300	377,700						
123	328,900	357,700	378,200						
124	329,400	358,100	378,600						
125	329,700	358,500	379,100						
126		358,900	379,600						
127		359,300	380,100						
128		359,700	380,600						
129		360,100	380,900						
130		360,500	381,400						
131		360,900	381,900						
132		361,300	382,400						
133		361,500	382,700						
134		362,000	383,200						
135		362,400	383,600						
136		362,700	384,000						
137		363,000	384,300						
138		363,400	384,800						
139		363,900	385,300						
140		364,400	385,800						
141		364,700	386,100						
142		365,200							
143		365,700							
144		366,200							
145		366,500							

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	362,700	396,200	448,000	

備考 この表は、消防官に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給				
		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	

	21	354,000	436,500	491,500
	22	357,100	438,000	493,200
	23	360,200	439,500	495,000
	24	363,200	440,900	496,800
	25	366,200	442,300	498,400
	26	368,500	443,700	500,200
	27	370,800	445,100	502,000
	28	373,000	446,500	503,600
	29	374,900	447,900	505,000
	30	376,600	449,300	506,700
	31	378,300	450,700	508,500
	32	380,100	452,100	510,200
	33	381,900	453,500	511,700
	34	383,700	454,900	513,000
	35	385,300	456,300	514,300
	36	386,700	457,700	515,600
	37	388,100	459,100	516,600
	38	389,600	460,800	517,900
	39	391,100	462,400	519,200
	40	392,600	464,000	520,500
	41	394,100	465,600	521,500
	42	394,800	466,800	522,300
	43	395,400	468,000	523,100
	44	396,100	469,100	523,900
	45	397,000	470,100	524,800
	46	397,600	471,100	525,600
定年	47	398,200	472,000	526,400
前再	48	398,800	472,800	527,100
任用	49	399,400	473,500	527,900
短時	50	399,900	474,200	528,700
間勤	51	400,400	474,900	529,400
務職	52	400,900	475,500	530,300
員以				
外の				

職員	53	401,400	476,200	531,200
	54	401,800	476,900	532,000
	55	402,200	477,500	532,900
	56	402,600	478,100	533,800
	57	403,000	478,400	534,600
	58	403,400	479,000	535,500
	59	403,800	479,700	536,400
	60	404,200	480,400	537,100
	61	404,600	480,800	537,900
	62	405,000	481,400	538,800
	63	405,400	482,100	539,700
	64	405,800	482,800	540,600
	65	406,100	483,200	541,400
	66		483,800	542,300
	67		484,400	543,200
	68		484,900	544,100
	69		485,400	544,900
	70		485,900	545,800
	71		486,400	546,700
	72		486,900	547,600
	73		487,300	548,400
	74		487,800	
	75		488,200	
	76		488,700	
	77		489,200	
	78		489,800	
	79		490,400	
	80		490,800	
	81		491,300	
	82		491,900	
	83		492,500	
	84		493,000	

	85		493,500		
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第5（第4条関係）

福祉保健職給料表

職員 の区 分	等級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		円	円	円	円	円
	1	199,600	254,300	287,800	313,800	355,200
	2	201,300	255,900	288,800	315,500	356,900
	3	203,000	257,500	289,700	317,000	358,500
	4	204,700	258,800	290,600	318,500	360,100
	5	206,300	260,300	291,500	319,700	361,700
	6	207,900	261,500	292,400	321,100	363,500
	7	209,500	262,600	293,300	322,500	365,000
	8	211,100	263,700	294,200	323,900	366,600
	9	212,700	264,800	295,000	325,300	368,000
	10	214,500	265,900	296,000	326,800	369,600
	11	216,300	267,000	297,200	328,200	371,200
	12	217,400	268,100	298,300	329,600	372,700
	13	218,500	269,200	299,500	331,000	374,600
	14	219,700	270,100	300,600	332,600	376,500
	15	220,900	271,000	301,700	334,200	378,400
	16	222,000	271,800	302,800	335,700	380,200
	17	223,100	272,400	303,900	337,200	381,700
	18	224,100	273,100	305,000	338,800	383,500
	19	225,100	273,900	306,100	340,400	385,200
	20	226,100	274,600	307,100	341,900	386,800

21	227,100	275,600	308,100	343,400	388,500
22	228,500	276,500	309,100	344,900	389,900
23	229,800	277,400	310,100	346,400	391,300
24	231,100	278,300	311,100	347,900	392,700
25	232,400	279,300	312,100	349,400	394,100
26	233,700	280,200	313,100	351,000	395,300
27	235,000	281,100	314,100	352,600	396,500
28	236,200	282,000	315,100	354,100	397,500
29	237,400	282,900	316,100	355,300	398,600
30	238,400	283,700	317,200	356,800	399,800
31	239,400	284,600	318,300	358,300	400,900
32	240,400	285,500	319,400	359,800	402,000
33	241,400	286,500	320,500	361,200	402,700
34	242,400	287,500	321,600	362,700	403,400
35	243,300	288,500	322,700	364,200	404,100
36	244,200	289,400	323,800	365,700	404,800
37	245,100	290,300	324,800	367,100	405,400
38	246,000	291,300	325,900	368,500	406,000
39	246,900	292,300	327,000	369,900	406,500
40	247,700	293,200	328,000	371,300	406,900
41	248,500	294,100	329,000	372,300	407,300
42	249,100	295,100	329,900	373,400	407,500
43	249,700	296,100	330,800	374,300	407,800
44	250,300	297,000	331,700	375,400	408,100
45	250,800	297,900	332,600	376,100	408,400
46	251,300	298,800	333,300	376,700	408,700
47	251,800	299,700	333,900	377,400	409,000
48	252,300	300,600	334,500	378,200	409,300
49	252,800	301,400	335,100	379,000	409,500
50	253,400	302,300	335,800	379,700	409,800
51	253,900	303,200	336,400	380,500	410,100
52	254,400	304,000	337,000	381,200	410,400

	53	254,800	304,900	337,600	382,000	410,600
	54	255,300	305,900	338,100	382,700	410,900
	55	255,800	306,900	338,600	383,400	411,200
	56	256,300	307,800	339,100	384,000	411,500
	57	256,800	308,700	339,500	384,300	411,700
	58	257,200	309,700	339,700	384,900	412,000
	59	257,600	310,600	340,200	385,500	412,300
	60	258,000	311,500	340,700	386,200	412,500
	61	258,400	312,400	341,000	386,600	412,700
	62	258,800	313,300	341,400	387,300	413,000
	63	259,200	314,200	341,900	387,900	413,300
	64	259,600	315,000	342,300	388,500	413,500
	65	260,000	315,700	342,700	388,900	413,700
	66	260,400	316,600	343,200	389,400	414,000
	67	260,800	317,400	343,600	390,000	414,300
	68	261,200	318,200	344,100	390,500	414,500
	69	261,600	319,000	344,300	390,900	414,700
	70	262,000	319,500	344,800	391,400	
	71	262,400	320,000	345,300	391,900	
	72	262,800	320,500	345,700	392,400	
	73	263,200	321,000	346,000	392,900	
定年	74	263,600	321,600	346,400	393,300	
前再	75	264,000	322,100	346,900	393,700	
任用	76	264,400	322,600	347,300	394,100	
短時	77	264,800	322,900	347,500	394,300	
間勤	78	265,200	323,200	347,800	394,500	
務職	79	265,600	323,700	348,200	394,800	
員以	80	265,900	324,000	348,600	395,100	
外の	81	266,200	324,300	348,900	395,300	
職員	82	266,600	324,600	349,200	395,600	
	83	267,000	324,900	349,600	395,900	
	84	267,300	325,200	350,000	396,100	

85	267,600	325,600	350,300	396,300
86	268,000	326,000	350,700	396,600
87	268,400	326,300	351,100	396,900
88	268,700	326,500	351,300	397,100
89	269,000	327,000	351,600	397,300
90	269,400	327,400		
91	269,800	327,600		
92	270,100	328,000		
93	270,400	328,400		
94	270,800	328,800		
95	271,200	329,200		
96	271,500	329,500		
97	271,800	329,700		
98	272,200	330,000		
99	272,600	330,300		
100	272,900	330,600		
101	273,200	331,000		
102	273,600	331,200		
103	274,000	331,500		
104	274,300	331,900		
105	274,500	332,300		
106	274,700	332,600		
107	275,000	332,900		
108	275,300	333,200		
109	275,600	333,500		
110	275,900	333,900		
111	276,200	334,200		
112	276,400	334,400		
113	276,700	334,600		
114	277,000	334,900		
115	277,300	335,200		
116	277,700	335,500		

117	278,000	335,700		
118	278,300			
119	278,600			
120	279,000			
121	279,200			
122	279,400			
123	279,800			
124	280,100			
125	280,300			
126	280,600			
127	281,000			
128	281,400			
129	281,600			
130	282,000			
131	282,400			
132	282,700			
133	282,900			
134	283,200			
135	283,600			
136	283,900			
137	284,100			
138	284,400			
139	284,700			
140	285,000			
141	285,200			
142	285,400			
143	285,600			
144	285,900			
145	286,300			
146	286,500			
147	286,800			
148	287,100			

	149	287,400				
	150	287,600				
	151	287,900				
	152	288,100				
	153	288,400				
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		205,800	245,600	260,100	293,600	320,600

備考 この表は、保育士、保健師、薬剤師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

(和歌山市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 和歌山市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第4条第1項中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条の2第1項中「同居していた配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第9条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「午前0時から」を「午後10時から翌日の」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第19条の6第1項中「、第9条及び第11条の規定は、特定任期付職員」を「及び第9条の規定は、任期付採用法第7条第1項に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）」に改め、同条第3項中「午前0時から」を「午後10時から翌日の」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

(和歌山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 和歌山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第2条の4」を「前条」に改める。

第16条の表第8条第2項の項を次のように改める。

第8条第1項	和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数	算出率
--------	--	-----

第22条第1項中「には、次の給料表を適用する」を「の給料月額は、和歌山市職員給与条例の規定により決定された給料月額に、和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」に改め、同項の表を削り、同条第2項を削り、第3項の表第26条の5第2項の項を削り、同表第26条の6の部第9条からの項中「第9条」を「第5条第2項から第9項まで、第9条」に、「第4条、第5条、第8条」を「第9条」に改め、同条中第3項を第2項とする。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

第30条中「、第22条及び第23条」を「及び第22条」に改める。

(和歌山市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 和歌山市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成16年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者を含む。以下同じ。）」を加える。

(和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項を削り、同条第4項中「から第11条まで」を「、第9条」に改め、「、第26条の4」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「及び第26条第2項」を「、第26条第2項及び第26条の4第2項第1号」に、「「100分の175」」を「「100分の95」と、給与条例第26条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」」に改め、同項を同条第4項とする。

第8条の見出し中「任期付職員」を「任期付短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「第3

条及び」を削り、「任期付職員」を「任期付短時間勤務職員」に、「には、次の給料表を適用する」を「の給料月額、給与条例の規定により決定された給料月額に、和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」に改め、同項の表を削り、同条中第2項から第5項までを削り、同条第6項中「から第11条まで」を削り、同項を同条第2項とし、同条第7項の表第17条第4項の項を削り、同表第17条第5項の項中「第8条第7項」を「第8条第3項」に改め、同表第26条の5第2項の項を削り、同条中第7項を第3項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替)

- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において和歌山市職員給与条例(以下「給与条例」という。)別表第1から別表第5までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた等級が附則別表に掲げられている等級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた等級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に等級を異にする異動をした職員及び市長が別に定めるこれに準ずるものをした職員の号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)第9条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が8級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして規則で定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5)重度心身障害者」とあるのは

「(5)重度心身障害者

(6)配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条

第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「13,500円」とあるのは「12,000円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族について

は3,000円とする」とする。

- 5 切替日から令和8年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の和歌山市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条の規定及び第4条の規定による改正後の和歌山市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条の規定は適用せず、改正前の和歌山市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条及び改正前の和歌山市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条の規定の適用については、なおその効力を有する。

(令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 6 切替日から令和8年3月31日までの間は、改正後の給与条例第11条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の4」とあるのは、「100分の5」とする。
- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、別に市長が定める。
- 8 学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「若しくは」を「又は」に、「又は和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年条例第6号）第8条第1項の給料表（第3号において「任期付職員給料表」という。）」を削り、「次に掲げるもの」を「その属する等級が2級以下であるもの」に改め、同項各号を削る。

附則別表（附則第2項関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1

14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		

48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			

82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

イ 教育職給料表（１）の適用を受ける職員

旧号給	新号給
-----	-----

	3 級	4 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	2
19	3	3
20	4	4
21	5	5
22	6	6
23	7	7
24	8	8
25	9	9
26	10	10
27	11	11
28	12	12
29	13	13
30	14	14
31	15	15
32	16	16
33	17	17

34	18	18
35	19	19
36	20	20
37	21	21
38	22	
39	23	
40	24	
41	25	
42	26	
43	27	
44	28	
45	29	
46	30	
47	31	
48	32	
49	33	
50	34	
51	35	
52	36	
53	37	
54	38	
55	39	
56	40	
57	41	
58	42	
59	43	
60	44	
61	45	
62	46	
63	47	
64	48	
65	49	
66	50	
67	51	

68	52	
69	53	
70	54	
71	55	
72	56	
73	57	
74	58	
75	59	
76	60	
77	61	

ウ 教育職給料表（２）の適用を受ける職員

旧号給	新号給
	3級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	2
15	3
16	4
17	5
18	6
19	7
20	8
21	9

22	10
23	11
24	12
25	13
26	14
27	15
28	16
29	17
30	18
31	19
32	20
33	21
34	22
35	23
36	24
37	25
38	26
39	27
40	28
41	29
42	30
43	31
44	32
45	33
46	34
47	35
48	36
49	37
50	38
51	39
52	40
53	41
54	42
55	43

56	44
57	45
58	46
59	47
60	48
61	49
62	50
63	51
64	52
65	53
66	54
67	55
68	56
69	57
70	58
71	59
72	60
73	61
74	62
75	63
76	64
77	65
78	66
79	67
80	68
81	69
82	70
83	71
84	72
85	73
86	74
87	75
88	76
89	77

90	78
91	79
92	80
93	81

エ 教育職給料表（3）の適用を受ける職員

旧号給	新号給
	3級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	2
15	3
16	4
17	5
18	6
19	7
20	8
21	9
22	10
23	11
24	12
25	13
26	14
27	15

28	16
29	17
30	18
31	19
32	20
33	21
34	22
35	23
36	24
37	25
38	26
39	27
40	28
41	29
42	30
43	31
44	32
45	33
46	34
47	35
48	36
49	37
50	38
51	39
52	40
53	41
54	42
55	43
56	44
57	45
58	46
59	47
60	48
61	49

62	50
63	51
64	52
65	53
66	54
67	55
68	56
69	57
70	58
71	59
72	60
73	61
74	62
75	63
76	64
77	65
78	66
79	67
80	68
81	69
82	70
83	71
84	72
85	73
86	74
87	75
88	76
89	77
90	78
91	79
92	80
93	81

オ 消防職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給
-----	-----

	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5

34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			

68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						

102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						
114	110						
115	111						
116	112						
117	113						
118	114						
119	115						
120	116						
121	117						
122	118						
123	119						
124	120						
125	121						

カ 医療職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1

8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2

42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	

76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

キ 福祉保健職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1

10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31

44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	58
71	67	67	63	59
72	68	68	64	60
73	69	69	65	61
74	70	70	66	62
75	71	71	67	63
76	72	72	68	64
77	73	73	69	65

78	74	74	70	66
79	75	75	71	67
80	76	76	72	68
81	77	77	73	69
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90		86	
95	91		87	
96	92		88	
97	93		89	
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			

112	108			
113	109			
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			

議案第47号

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号）の一部
を次のように改正する。

第23条中「100分の6」を「100分の4」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（令和8年3月31日までの間における地域手当に相当する報酬に関する特例）
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、この条例による改正後の第23条の
規定の適用については、同条中「100分の4」とあるのは、「100分の5」とする。

議案第 4 8 号

和歌山市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市職員給与条例の一部を改正する条例

和歌山市職員給与条例（昭和 2 6 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 の 2 のアの表 1 級の項中「副主事又は副技師の職務」を削り、同表 3 級の項中「事務副主査又は技術副主査の職務」を削る。

別表第 6 の 2 のオの表 4 級の項中「消防副主査の職務」を削る。

別表第 6 の 2 のキの表 1 級の項中「副技師の職務」を削り、同表 2 級の項中「技術主任の職務」を削り、同表 3 級の項中「技術副主査」を「技術主任」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第49号

和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市職員の退職手当に関する条例（昭和37年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第13条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第4項中「日本電信電話株式会社の職員となり」を「日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり」に改める。

附則第11項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第12項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附則第14項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は公布の日から施行する。ただし、第13条第11項第4号及び第14項並びに附則第14項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市職員の退職手当に関する条例第13条第11項（第4号に係る改正規定に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の和歌山市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって、前項ただし書に定める日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第50号

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項及び第4項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- （2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- （3）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、同項の規定の例により、当該請求を行うことができる。

議案第 5 1 号

和歌山市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

和歌山市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の
一部を改正する条例

和歌山市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成 2 6 年
条例第 8 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ」を「第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ及びロ」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第52号

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

和歌山市国民健康保険条例(昭和34年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項を削り、同条第2項中「所得割額の算定額」を「基礎賦課額」に改め、同項を同条とする。

第11条の6中「650,000円」を「660,000円」に改める。

第11条の6の4第2項中「前項の所得割額」を「前条の後期高齢者支援金等賦課額」に改める。

第11条の6の10中「240,000円」を「260,000円」に改める。

第11条の9第1項中「第11条の10」を「次条」に改め、同条第2項中「前項の所得割額」を「前条の介護納付金賦課額」に改める。

第15条第1項中「650,000円」を「660,000円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改め、同条第4項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同条第5項中「650,000円」を「660,000円」に改める。

第15条の2の3第1項中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第3項中「650,000円」を「660,000円」に、「220,000円」を「260,000円」に、「第2項」を「前項」に改め、同条第4項及び第5項中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第7項中「650,000円」を「660,000円」に、「220,000円」を「260,000円」に、「第6項」を「前項」に改め、同条第8項中「650,000円」を「660,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第10条、第11条の6の4第2項、第11条の9第2項、第11条の6、第11条の6の10、第15条第1項、第4項及び第5項並びに第15条の2の3第1項、第3項から第5項まで、第7項及び第8項の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第53号

和歌山市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市立保育所条例の一部を改正する条例

和歌山市立保育所条例（昭和32年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「含む。」の次に「以下同じ。」を加え、同項第3号中「含む。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（乳児等通園支援事業の実施等）

第7条 市は、規則で定める保育所において、児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を行う。

2 乳児等通園支援事業に係る便宜（以下この項において単に「便宜」という。）を受けた乳児又は幼児の保護者は、当該乳児等通園支援の実施に要する費用として便宜を受けた日1時間につき次の各号に掲げる保護者の区分に応じ、当該各号に定める額を納付しなければならない。

（1）次号から第5号までに掲げる者以外の者 300円

（2）要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯その他市長が特に支援が必要と認める世帯に属する者のうち、その児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、乳児等通園支援事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められるもの（次号から第5号までに該当する者を除く。） 150円

（3）その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が便宜を受けた月の属する年度（便宜を受けた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が77,101円未満である者（次号及び第5号に該当する者を除く。） 90円

（4）その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が便宜を受けた月の属する年度（便宜を受けた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（次号に該当する者を除く。） 60円

（5）その属する世帯に属する者が生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項の支援給付を受ける者である世帯に属する者 0円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第54号

和歌山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

和歌山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第2条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）の規定（府令第1条第1項及び第3項を除く。）による基準をもって、その基準とする。

(人権擁護)

第3条 乳児等通園支援事業者（府令第3条第1項に規定する乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、利用乳幼児（府令第1条第2項に規定する利用乳幼児をいう。以下同じ。）の人権を擁護するため、乳児等通園支援事業所（同項に規定する乳児等通園支援事業所をいう。以下同じ。）ごとに人権擁護推進員を置かなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

(災害対策)

第4条 乳児等通園支援事業者は、非常災害対策を推進するため、乳児等通園支援事業所ごとに災害対策推進員を置かなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、非常災害の防止に関する計画を作成しなければならない。

(安全管理対策推進員の配置)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全管理対策を推進するため、乳児等通園支援事業所ごとに安全管理対策推進員を置かなければならない。

(食育推進員の配置)

第6条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、利用乳幼児の健全な食生活の実現及び健全な心身の成長を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに食育推進員を置かなければならない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 5 5 号

和歌山市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市企業立地促進条例の一部を改正する条例
和歌山市企業立地促進条例（平成 1 2 年条例第 1 0 6 号）の一部を次のように改正する。
附則第 2 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 0 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 56 号

和歌山市立市民スポーツ広場条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市立市民スポーツ広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市立市民スポーツ広場条例の一部を改正する条例
和歌山市立市民スポーツ広場条例（昭和 46 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 中「球技場」の次に「（大）」を加え、同表に次のように加える。

球技場（小）	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	4,000円
--------	--------	--------	--------	--------	--------

附 則

この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 57 号

和歌山市立学校等の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金徴収条例の一部を
改正する条例の制定について

和歌山市立学校等の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金徴収条例の一部を改正する条
例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市立学校等の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金徴収条例の一部を
改正する条例

和歌山市立学校等の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金徴収条例（平成 12 年条例第
13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び」を「若しくは」に改め、「高等学校の」を削る。

第 3 条第 2 号中「生徒」の次に「（成年に達している者を除く。）」を加え、「又は」を「若
しくは」に改め、「保護者」の次に「又は成年に達している生徒」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第58号

和歌山市道路に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める
条例の制定について

和歌山市道路に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例を次の
ように定める。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市道路に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める
条例

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等 (第3条 第11条)
- 第3章 立体横断施設 (第12条 第17条)
- 第4章 乗合自動車停留所 (第18条・第19条)
- 第5章 自動車駐車場 (第20条 第30条)
- 第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等 (第31条 第35条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法第2条、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第4号及び第13号、道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条並びに移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）第2条に定めるところによる。

第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等

(歩道)

第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 歩道の有効幅員は、和歌山市道路の構造の技術的基準等に関する条例（平成24年和歌山市条例第71号）第11条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。

- 2 自転車歩行者道の有効幅員は、和歌山市道路の構造の技術的基準等に関する条例第10条第2項に規定する幅員の値以上とするものとする。
- 3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、和歌山市道路の構造の技術的基準等に関する条例第41条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。
- 4 歩行者専用道路の有効幅員は、和歌山市道路の構造の技術的基準等に関する条例第42条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。
- 5 歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第5条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（勾配）

第6条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

- 2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）又は自転車歩行者専用道路等の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

（歩道等と車道等の分離）

第7条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

- 2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。
- 3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

（高さ）

第8条 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

- 2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものと

する。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第9条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に転回できる構造とするものとする。

(車両乗入れ部)

第10条 第4条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第6条第2項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

(歩道等又は自転車歩行者専用道路等に設ける排水溝の溝蓋)

第11条 歩道等（縁石を除く。）又は自転車歩行者専用道路等に排水溝を設ける場合には溝蓋を設けるものとし、その溝蓋は、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 車椅子のキャスター、つえ等が落ち込まない構造とすること。

第3章 立体横断施設

(立体横断施設)

第12条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

(エレベーター)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。

(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

(3) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあっ

ては80センチメートル以上とすること。

- (4) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。
- (5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。
- (6) 籠内に手すりを設けること。
- (7) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (10) 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (11) 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。
- (12) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とすること。
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第14条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、設けないこと。
- (4) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (5) 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
- (8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

(10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

(エスカレーター)

第15条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。

(2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。

(3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。

(4) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。

(5) くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。

(6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。

(7) 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができる。

(通路)

第16条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。

(2) 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。

(3) 2段式の手すりを両側に設けること。

(4) 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

(5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

(6) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(階段)

第17条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。

(2) 2段式の手すりを両側に設けること。

- (3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (4) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- (7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 階段の高さが3メートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。
- (11) 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあっては1.2メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

第4章 乗合自動車停留所

(高さ)

第18条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第19条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第5章 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第20条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車のために供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

2 障害者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。

3 障害者用駐車施設は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- (2) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。
- (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障害者用停車施設)

第21条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障害者用停車施設は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- (2) 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
- (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(出入口)

第22条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に掲げる構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

- (1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第23条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。
- (2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- (3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(エレベーター)

第24条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。

3 第13条第1号から第4号までの規定は、第1項のエレベーターについて準用する。

4 第13条第5号から第13号までの規定は、第2項のエレベーターについて準用する。

(傾斜路)

第25条 第14条の規定は、前条第1項の傾斜路について準用する。

(階段)

第26条 第17条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(屋根)

第27条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第23条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第28条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
- (2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 男子用小便器を設ける場合においては、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。
- (4) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

- (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第29条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 第23条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同条各号に掲げる構造とすること。
- (2) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- (3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。
- (4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。
- (5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に掲げる構造とすること。
 - ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- (6) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

(3) 腰掛便座及び手すりを設けること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第1項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便房について準用する。

第30条 前条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第28条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第31条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第32条 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第33条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第34条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第35条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部^{さく}その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分^{さく}を設けることができる。

3 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。

4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。

5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第8条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、当分の間、この規定による基準によらないことができる。

6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第10条の規定の適用については、当分の間、同条中「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。

議案第 59 号

和歌山市開発行為等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市開発行為等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市開発行為等に関する条例の一部を改正する条例
和歌山市開発行為等に関する条例（平成 12 年条例第 77 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 16 号を次のように改める。

(16) 公共施設の用地の求積図及び求積表（公共施設を設置するときに限る。）

第 2 条中第 17 号を第 19 号とし、第 16 号の次に次の 2 号を加える。

(17) 公共施設の計画及び構造を示す図面（公共施設（排水施設を除く。）を設置するときに限る。）

(18) 法第 33 条第 1 項第 12 号及び第 13 号に該当することを証する書類

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第60号

和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例
和歌山市都市公園条例（昭和33年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

庭球場	中之島公園	1月1日から1	7時から19時まで
	和歌山城公園	2月31日まで	9時から19時まで
運動広場	西庄公園、高津公園、紀の川第2 緑地、紀の川第3緑地、紀の川第 4緑地、紀の川第5緑地、紀の川 第7緑地、紀の川第8緑地、雄湊 公園、和歌山城公園及び満屋広場		6時から19時まで
	中之島公園	1月4日から1 2月28日まで	6時から21時30 分まで（夜間照明施 設の使用は17時か ら21時30分まで ）
		12月29日か ら翌年の1月3 日まで	6時から19時まで

を

庭球場	和歌山城公園	1月1日から1	9時から19時まで
運動広場	西庄公園、高津公園、紀の川第2 緑地、紀の川第3緑地、紀の川第 4緑地、紀の川第5緑地、紀の川 第7緑地、紀の川第8緑地、雄湊 公園、和歌山城公園及び満屋広場	2月31日まで	6時から19時まで
	中之島公園	1月4日から1 2月28日まで	6時から21時30 分まで（夜間照明施

			設の使用は17時から21時30分まで)
		12月29日から翌年の1月3日まで	6時から19時まで

に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 6 1 号

和歌山市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例
和歌山市消防団設置等に関する条例（昭和 3 9 年条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。
第 7 条第 1 項中「1, 7 5 0 人」を「1, 5 5 0 人」に改める。
第 1 5 条第 3 項の表訓練、警備、広報、演奏等の場合の項中「、広報」を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第62号

和歌山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上35年 未満	35年以 上
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1,009,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円
部長及び班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	834,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	789,000円

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の和歌山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表

の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第 6 3 号

和歌山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成 2 4 年条例第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 2 号中「の土木工学科」を「において機械工学科若しくは電気工学科」に、「これ」を「これら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 3 号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条中第 6 号を第 8 号とし、同条第 5 号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 7 号とし、同条第 5 号の次に次の 1 号を加える。

（6）高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第 3 条第 4 号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4）短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、終了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程（土木工学科及び土木科並びこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「前2号」を「前3号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第64号

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結したいので、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

契約の目的	当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
契約の始期	令和7年4月1日
契約の金額	10,912,000円を上限とする額
費用の支払方法	監査の結果に関する報告提出後に支払うものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、契約の範囲内で前払いをすることができる。
契約の相手方	住所 川西市南花屋敷4丁目15番26号 氏名 大川幸一 資格 公認会計士

議案第65号

損害賠償の額を定めるについて

令和6年12月31日和歌山市一番丁3番地の和歌山城公園普通車駐車場内において発生した落枝による自動車の物損事故に対する損害賠償の額を次のように定める。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

被賠償者	損害賠償額	賠償内容
[Redacted Name]	1,716,000円	車両関係費

議案第66号

和歌山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

和歌山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「及び第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12,500円」を「12,900円」に、「13,350円」を「13,700円」に、「14,200円」を「14,500円」に、「10,800円」を「11,300円」に、「11,650円」を「12,100円」に、「9,100円」を「9,700円」に、「9,950円」を「10,500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた新条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る新条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 67 号

令和 6 年度和歌山市一般会計補正予算（第 13 号）

令和 6 年度和歌山市一般会計補正予算（第 13 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 534,280 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 170,064,821 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

第1表

歳入歳出予算補正（第13号）

歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		38,799,962	196,880	38,996,842
	3 国庫交付金	9,051,968	196,880	9,248,848
22 市債		12,855,700	337,400	13,193,100
	1 市債	12,855,700	337,400	13,193,100
歳入合計		169,530,541	534,280	170,064,821

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 教 育 費		16,651,380	534,280	17,185,660
	2 小 学 校 費	4,043,311	321,926	4,365,237
	3 中 学 校 費	1,541,287	212,354	1,753,641
歳 出 合 計		169,530,541	534,280	170,064,821

第2表

地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
小学校施設 整備事業	890,400	証書借入又 は債券発行	年4.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府その 他の資金の 借入れにつ いては、そ の融通条件 による。た だし、市財 政の都合に より据置期 間及び償還 期限を短縮 し、又は繰 上償還若し くは低利に 借り換える ことができる。	1,100,400	証書借入又 は債券発行	年4.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府その 他の資金の 借入れにつ いては、そ の融通条件 による。た だし、市財 政の都合に より据置期 間及び償還 期限を短縮 し、又は繰 上償還若し くは低利に 借り換える ことができる。
中学校施設 整備事業	717,900	〃	〃	〃	845,300	〃	〃	〃
計	12,855,700				13,193,100			

議案第 6 8 号

令和 6 年度和歌山市一般会計補正予算（第 1 4 号）

令和 6 年度和歌山市一般会計補正予算（第 1 4 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

第1表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
9 教育費			534,280
	2 小学校費		321,926
		小学校体育館空調整備事業	321,926
	3 中学校費		212,354
		中学校体育館空調整備事業	212,354
合 計			534,280